

## VI. 東日本大震災の復旧・復興 事業等における積算方法

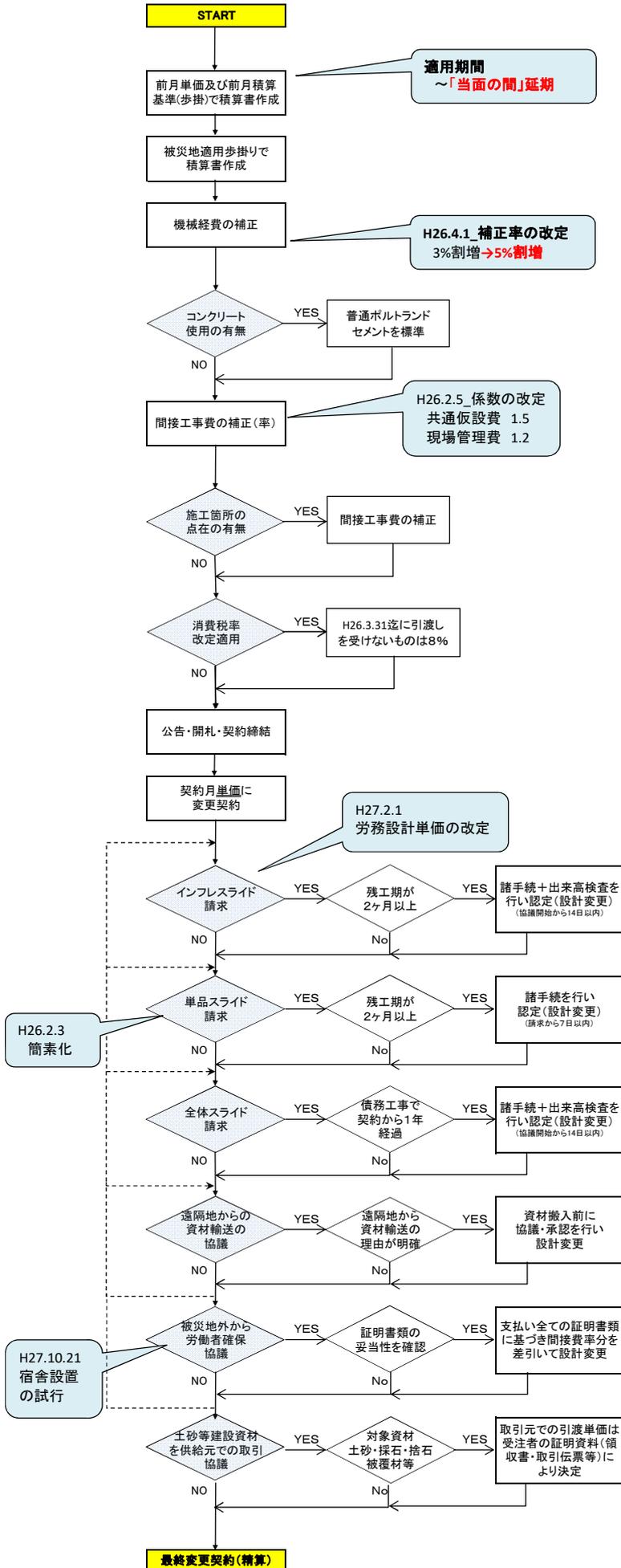
## VI. 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法

1. 東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書  
第25条第6項の運用について【インフラサイト<sup>®</sup>】（契約課HP）…………… VI- 1
2. 東日本大震災の復旧復興事業等における積算方法等に  
関する試行について（農村振興課HP）…………… VI- 2 9
3. 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について（農村振興課HP）…………… VI- 3 3
4. 工事請負契約締結後における単価適用年月変更の  
運用基準（農村振興課HP）…………… VI- 4 4
5. 東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算  
基準及び設計単価の適用年月日について（契約課HP）…………… VI- 4 6
6. 平成25年度土地改良事業等請負工事積算基準の  
一部改正について（農村振興課HP）…………… VI- 5 0
7. コンクリートに使用するセメントについて（農村振興課HP）…………… VI- 5 3
8. 工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について  
【単品サイト<sup>®</sup>】（農村振興課・契約課HP＋部内資料）…………… VI- 5 4
9. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用について  
（農村振興課HP＋部内資料）…………… VI- 6 5
10. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の  
設計変更の運用について（農村振興課HP＋部内資料）…………… VI- 7 4
11. 東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の  
積算方法等に関する試行について（農村振興課HP）…………… VI- 8 5
12. 土砂等建設資材を供給元で取引する場合の  
積算の取扱いについて（農村振興課HP）…………… VI- 9 4

※ 本資料については、平成30年9月末日現在の基準であり、今後改定・追加されることがあるので注意して使用すること。

# 宮城県における東日本大震災に係る工事費積算の特例措置及びその対応

【統合版用】  
H30年10月



- 関係通知文書名及び参照イントラ等**
- 平成29年度の建設工事等の入札・契約制度の運用について(通知)  
出納局契約課HP
  - 改定前  
○東日本大震災の復旧復興事業実施期における設計単価の適用年  
日について(改定)平成27年3月11日付け 事管号外
  - 東日本大震災の復旧復興事業実施期における積算基  
準及び設計単価の適用年日付の改定について(改定)  
平成28年3月16日付け 事管号外
  - 改定前  
○東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正につ  
いて(平成25年6月28日付け 農村号外)
  - コンクリートに使用するセメントについて  
平成25年4月25日付け 事管号外
  - 改定前  
○間接工事費の(率計上分)の率補正について  
平成24年3月9日付け農村号外 NAS H23.10~H24.9[12]
  - 東日本大震災の復旧・復興事業等における  
積算方法等に関する試行について  
平成26年2月5日付け 農村号外
  - 施工箇所が点在する工事の間接費の  
積算運用について  
平成30年3月26日付け 事務連絡
  - 消費税等の改定に伴う建設工事等の  
入札・契約事務の取扱いについて  
平成24年3月2日付け 出契第1373号
  - 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い  
消費税混合工事の消費税内訳開書について  
平成26年2月28日付け 事務連絡
  - 請負契約締結後における単価適用年月  
変更の運用について  
平成30年1月26日付け 出契号外
  - 工事請負契約書第25条第6項の運用について  
平成24年3月2日付け 出契第1373号
  - 工事請負契約書第25条第6項の運用マニュアル  
(暫定版)に関する対応について  
平成24年3月2日付け 出契第1373号
  - インフレスライドチェックシートについて  
平成26年6月11日付け 農村号外
  - 工事請負契約書第25条第5項の  
運用の拡充について  
平成25年6月25日付け 事管号外
  - 工事請負契約書第25条第5項の運用の簡素化  
の試行について  
平成26年2月3日付け 事管号外  
契約課行政イントラ 建設工事:その他[19~21-3]
  - 工事請負契約書第25条第5項の運用の簡素化の  
試行における積算の取扱方法について  
平成26年4月18日付け 事管号外
  - 遠隔地からの資材調達に係る設計  
変更の運用について  
平成24年10月2日付け 農村号外
  - 被災地以外からの労働者確保に要する  
間接費の設計変更の運用の一部改定について  
平成27年7月24日付け 事管号外
  - 設置の積算方法等に関する試行の一部改定について(通  
知)  
平成27年10月21日付け 農村号外
  - 土砂等建設資材を供給元で取引する場合は  
積算の取扱いについて  
平成25年11月29日付け 事管号外

## 東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について

東日本大震災において特に被災の大きい三県（宮城県、岩手県及び福島県。以下「被災三県」という。）における賃金等の急激な変動に対処するため、工事請負契約書（平成8年宮城県告示第412号）（以下「契約書」という。）第25条第6項について、下記のとおり運用することとする。

### 記

#### 1 適用対象工事

- (1) 被災三県で実施されている工事であること。
- (2) 契約書第25条第6項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2か月以上あること。
- (3) 発注者及び請負者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時（賃金水準の変更が入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結の日までの間になされたものにあつては、契約を締結した時）とする。

#### 2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があつた日から起算して、14日以内で発注者と請負者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

#### 3 スライド協議の請求

発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

#### 4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$(P = \sum (\alpha \times Z), \alpha$ ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）， $Z$ ：発注者積算額）

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$(P = \sum (\alpha \times Z), \alpha$ ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）， $Z$ ：発注者積算額）

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

#### 5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
  - (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
  - (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
    - イ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料
    - ロ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)
    - ハ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料
  - (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
  - (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
  - (6) 請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- 6 物価指数  
発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。  
なお、請負者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。
- 7 変更契約の時期  
スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。
- 8 適用、請求日及び基準日の特例  
本運用施行日以前の平成24年2月20日の賃金水準の変更に適用できる。平成24年2月20日の賃金水準の変更に基づき契約書第25条第6項の規定に基づくスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間を考慮して、基準日はその賃金水準の変更がなされた日(平成24年2月20日)とする。なお、スライド協議の請求は本運用施行日から1か月以内とする。
- 9 全体スライド及び単品スライド条項の併用
- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
  - (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

#### 附 則

この運用は、平成24年3月2日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成24年3月21日から施行する。

東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する  
工事請負契約書第25条第6項（インフレ条項）  
運用マニュアル（暫定版）

平成24年3月21日

宮 城 県

農 林 水 産 部 農 村 振 興 課 ・ 森 林 整 備 課 ・ 水 産 業 基 盤 整 備 課  
土 木 部 事 業 管 理 課  
出 納 局 契 約 課

## はじめに

本資料は、東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県。以下「被災三県」という。）における賃金等の急激な変動に対処するため、工事請負契約書（平成8年宮城県告示第412号）（以下「契約」という。）第25条第6項について、及び「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約 第25条第6項の運用について」（平成24年3月2日付け出契第1373号。以下「本運用」という。）を整理し、とりまとめたものである。

本運用マニュアルは、東日本大震災の被災三県における急激な価格変動といった特殊な状況に対応したものであり、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、各部設計・積算担当課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

### 1. 適用対象工事

- |   |
|---|
| <p>(1) 被災三県で実施されている工事であること。</p> <p>(2) 契約書第25条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2か月以上あること。</p> <p>(3) 発注者及び請負者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時（賃金水準の変更が入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結の日までの間になされたものにあつては、<u>契約を締結した時</u>）とする。</p> |
|---|

#### ・ 適用対象工事について

本運用は、前記のとおり先に発生した東日本大震災の被災三県における賃金等の急激な変動に対応する措置であり、適用対象工事は、被災三県の工事（本運用施行日時点で継続中及び今後の新規契約工事）のみとし、かつ、契約書第25条第1項から第4項までに規定する全スライド条項の運用に準拠し、残工期が2か月以上ある工事としている。

なお、入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象となる。

#### ・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第25条第5項)	インフレスライド (契約書第25条第6項) ※本運用の措置内容
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 但し、残工期が2か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用施行日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事 (本運用施行日時点で継続中の工事及び新規契約工事(注))
請負額変更の方法	対象		
	請負契約締結の日から12か月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	本運用に基づく被災三県において賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

注：入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象となる。

	請負者 発注者 の負担	残工事費の1. 5%	対象工事費の1. 0% (但し、全 スライド又はインフレスライドと併用の場合、全 スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1. 0% (29 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全 スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本運用に基づく被災三県において賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

## 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と請負者とは協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### ・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日から 14 日以内の範囲で定める）から 2 か月以上必要であることに留意すること。

### ・ 基準日について

発注者と請負者とは協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から 14 日以内の範囲で定める。

これにより難しい場合とは、スライド協議請求後、基準日について発注者と請負者とは協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合等である。なお、この場合の基準日は、新たに賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

### ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも入札公告等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

### 3. スライド協議の請求

発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

- ・ **スライド協議の請求について**

発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

- ・ **スライド額協議開始日について**

発注者は、請負者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に請負者に書面（別紙様式2）により通知する。

- ・ **実施フローについて**

別紙1「工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

### 4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \sum (\alpha \times Z)$ )、 $\alpha$ ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 $Z$ ：発注者積算額

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \sum (\alpha \times Z)$ )、 $\alpha$ ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 $Z$ ：発注者積算額

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

- ・ **請負者の負担割合**

請負者の負担割合については、契約書第 29 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。

- ・ **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・ **複数回スライドを行う場合について**

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

## 5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
  - ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
  - ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

- ・ **出来形数量等の確認方法について**

基準日における工事の出来形数量の確認については、本運用 5. に基づき実施すること

を基本とする。

なお、先に発生した東日本大震災に伴う復旧・復興事業については、広域的な範囲で迅速かつ確実な執行が求められることから、当面、請負者に「工事出来高内訳書」及び「実工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認できることとする。

また、数量総括表に対応した出来形数量については、次式により求めることができることとする（ただし、実工程表は、基準日までに作成されたものとする。）。

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \\ \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実工程工期})$$

本運用に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

- **出来形数量等の確認時期について**

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、請負者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- **積算に使用する単価について**

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- **精算変更時で行う場合**

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を発注者請負者間で確認すること。

## 8. 適用、請求日及び基準日の特例

本運用施行日以前の平成24年2月20日の賃金水準の変更に適用できる。平成24年2月20日の賃金水準の変更に基づき契約書第25条第6項の規定に基づくスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間を考慮して、基準日はその賃金水準の変更がなされた日(平成24年2月20日)とする。なお、スライド協議の請求は本運用施行日から1か月以内とする。

### ・ スライド協議の申出について

適用の特例として、本運用施行日以前の平成24年2月20日の賃金水準の変更に適用できる。

基準日、請求日の特例については、本運用施行日以後、周知期間も必要であり、かつ、スライド協議を実施する上で必要な準備期間を考慮し、基準日を平成24年2月20日とし、請求日は本運用施行日から1か月以内としている。

なお、請求に際しては、残工事の工期が基準日(平成24年2月20日)から2か月以上必要であること、かつ、本運用施行日から1か月以内であることに留意すること。

### ・ 出来高の確認について

請求日から14日以内に基準日(初めて賃金水準の変更がなされた日)時点における出来形数量を確認し、数量総括表に対応して出来高を確認する。なお、出来形数量の確認方法については、5. 残工事量の算定によるものとする。

### ・ 実施フローについて

別紙2「工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

## 9. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

・ 契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

・ また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで請負者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、請負者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

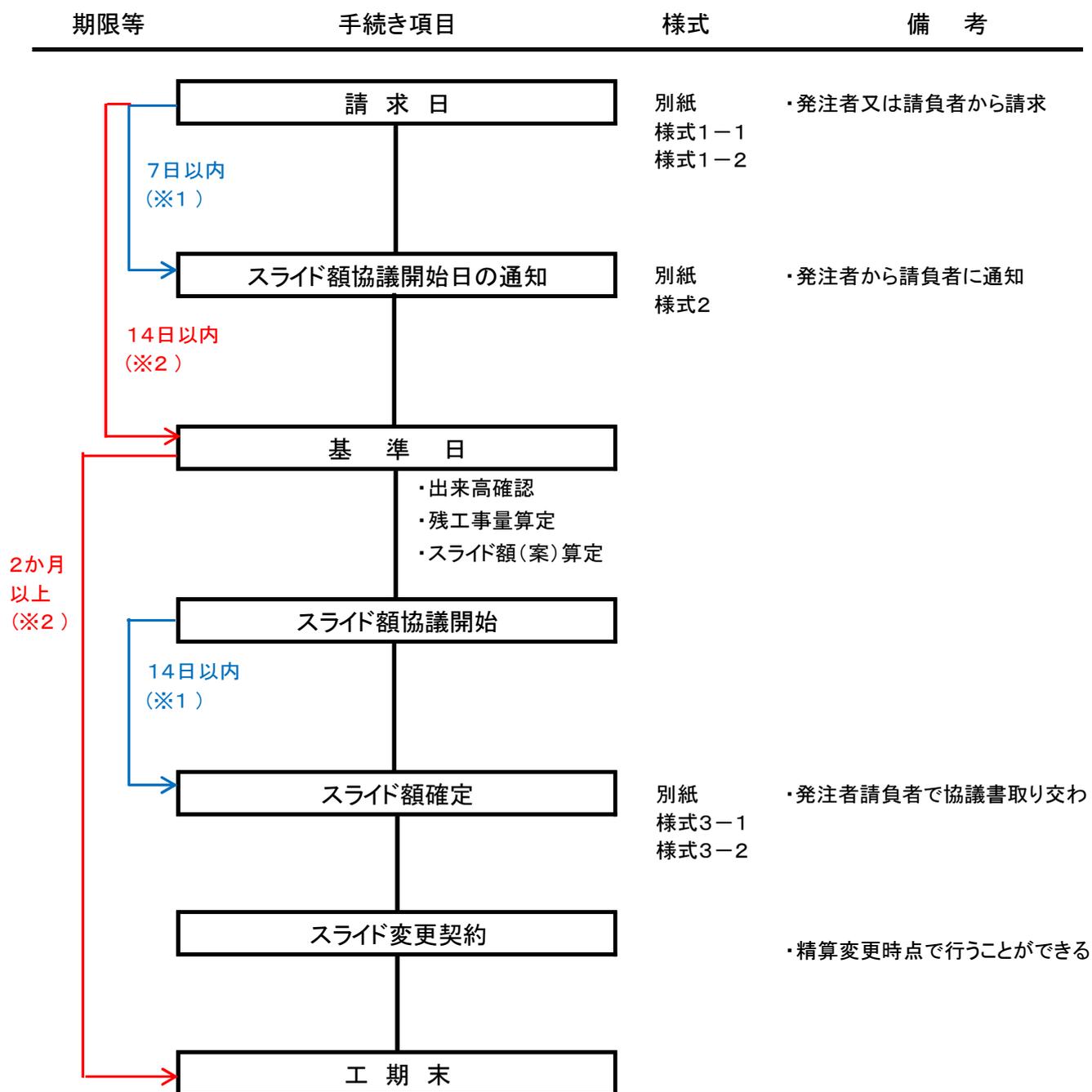
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を請負者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により請負者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

※ 下記の「甲」は発注者, 「乙」は請負者をいう。

- 全体  
スライド
- 1 甲又は乙は, 工期内で, かつ, 請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは, 相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
  - 2 甲又は乙は, 前項の規定による請求があったときは, 変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。) と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。) との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき, 請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は, 請求のあった日を基準とし, 物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし協議開始の日から14日以内に協議協議が整わない場合にあつては, 甲が定め, 乙に通知する。
  - 4 第1項の規定による請求は, この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては, 第1項中「請負契約締結の日」とあるのは, 「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品  
スライド
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ, 請負代金額が不相当となったときは, 甲又は乙は, 前各項の規程によるほか, 請負代金額の変更を請求することができる。
- インフレ  
スライド
- 6 予期することのできない特別の事情により, 工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ, 請負代金額が著しく不相当となったときは, 発注者又は請負者は, 前各項の規定にかかわらず, 請負代金額の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において, 請負代金額の変更額については, 発注者と請負者とが協議して定める。ただし, 協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては, 甲が定め, 乙に通知する。
  - 8 第3項及び前項の協議開始の日については, 甲が乙の意見を聴いて定め, 乙に通知しなければならない。ただし, 発注者が第1項, 第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には, 乙は, 協議開始の日を定め, 甲に通知することができる。

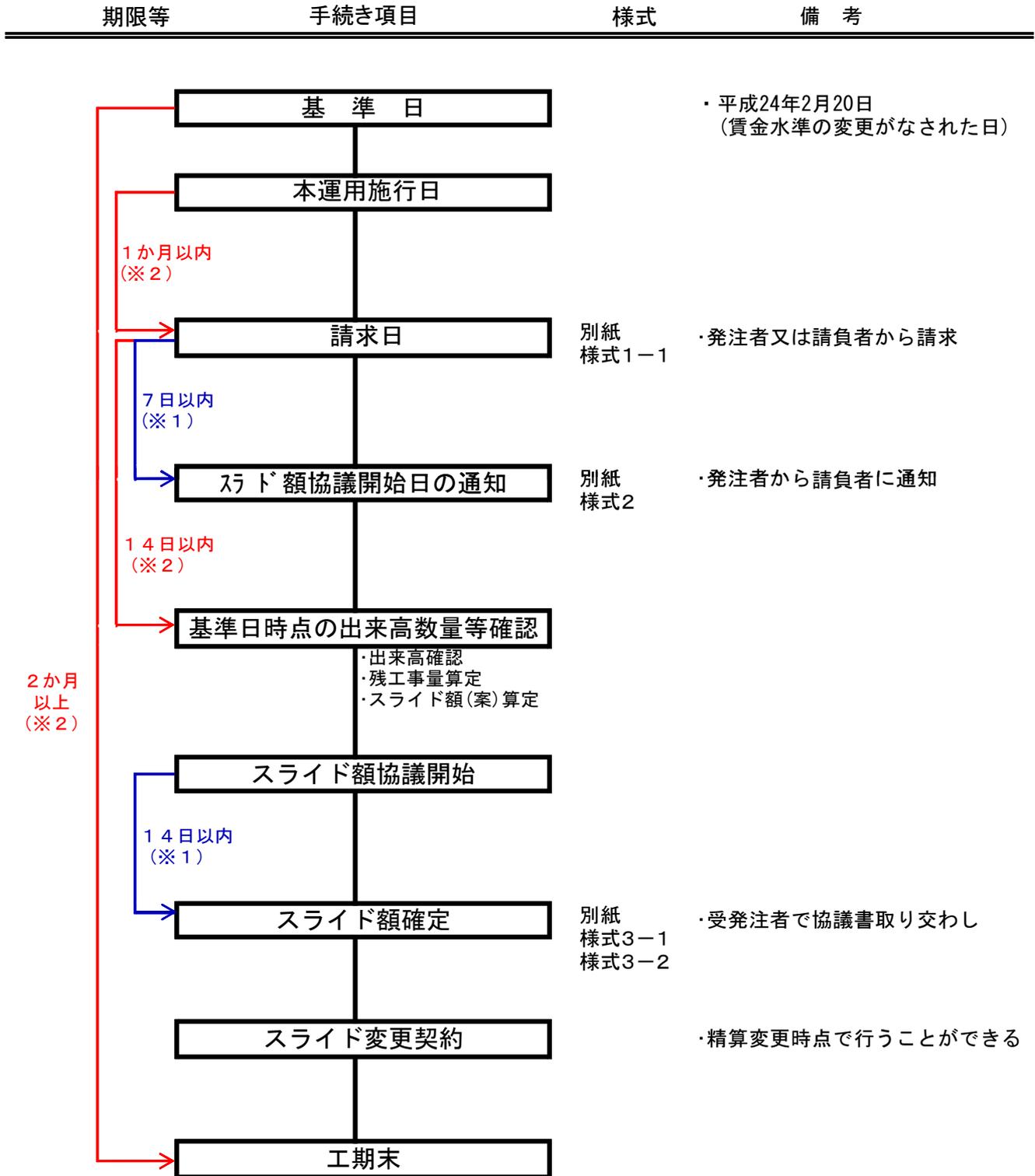
## 工事請負契約書第25条第6項 に伴う実施フロー



※1 契約書で規定

※2 本運用又は本運用マニュアルで規定

工事請負契約書第25条第6項  
に伴う実施フロー  
《本運用 8. に規定する特例の場合》



※1 契約書で規定

※2 本運用又は本運用マニュアルで規定

様式 1 - 1 (第25条第 6 項関係)  
[請負者からの請求]

(第 号)  
平成 年 月 日

(発注者) 殿

請負者 住所  
氏名 印

工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記の工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約締結日 平成 年 月 日
- 5 請負代金額 円
- 6 工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
(変更予定 平成 年 月 日まで)
- 7 希望基準日 平成 年 月 日
- 8 施工県
- 9 変更請求概算額 円
- 1 概算残工事請負代金額 円  
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- 1 1 添付資料 変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料

※ 1 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。  
※ 2 工期の変更予定は、入札公告等において示した発注者が変更を予定している工期とする。

(請負者) 殿

(発注者) 印

工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記の工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 契約締結日 平成 年 月 日

5 請負代金額 円

6 工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
(変更予定 平成 年 月 日まで)

7 希望基準日 平成 年 月 日

8 施工 県

9 変更請求概算額 円

1 概算残工事請負代金額 円  
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

1 1 添付資料 変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料

- ※ 1 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。  
※ 2 工期の変更予定は、入札公告等において示した発注者が変更を予定している工期とする。

（請負者） 殿

（発注者） 印

工事請負契約書第25条第8項の協議開始日について（通知）

平成 年 月 日付けで請求があった下記の工事について、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づくスライド額協議開始日は、下記のとおりとします。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 スライド協議開始日 平成 年 月 日

（※スライド額協議開始日は、請負者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する）

(請負者) 殿

(発注者) 印

工事請負契約書第25条第 6 項の請負代金の変更について (協議)

平成 年 月 日付けで請求があった工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

なお、御異議がなければ、変更契約書を提出願います。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 契 約 締 結 日 平成 年 月 日
- 5 請 負 代 金 額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 変 更 請 負 代 金 額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 7 増 減 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 8 現 完 成 期 限 平成 年 月 日

(請負者) 殿

(発注者) 印

工事請負契約書第25条第6項の請負代金の変更について (通知)

平成 年 月 日付けで請求があった工事請負契約書第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条7項の規定に基づき、下記のとおりとします。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 スライド変更適否 スライドの適用が認められない
- 4 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため

## スライド調書

工 事 番 号	
工 事 名	
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
設 計 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
基 準 日	平成 年 月 日
出 来 高 額	円 (消費税抜き)
残 工 事 額 (P <sub>1</sub> )	円 (消費税抜き)
変 更 残 工 事 額 (P <sub>2</sub> )	円 (消費税抜き)

賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

工事番号：

工事名：

請負代金額	出来高額	$P_1$	$P_2$

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S増)} &= P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100) \\
 &= \quad - \quad - ( \quad \times 1/100 ) \\
 &=
 \end{aligned}$$

(ただし,  $P_1 < P_2$ )

$P_1$  : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額(残工事額)

$P_2$  : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額(変更残工事額)

スライド額

$$(\text{税込み}) = \quad \times 1.05$$

=

### 賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

工事番号：

工事名：

請負代金額	出来高額	$P_1$	$P_2$

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S}_{\text{減}}) &= P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100) \\
 &= - + ( \times 1/100 ) \\
 &=
 \end{aligned}$$

(ただし、 $P_1 > P_2$ )

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額(残工事額)

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額(変更残工事額)

スライド額

$$\begin{aligned}
 (\text{税込み}) &= \times 1.05 \\
 &=
 \end{aligned}$$

宮城県「工事請負契約書」第25条(スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条** 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうちうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレーションスライド

上記の「甲」は発注者、「乙」は請負者をいう。

# スライド条項について(契約書第25条)

## 参考資料②

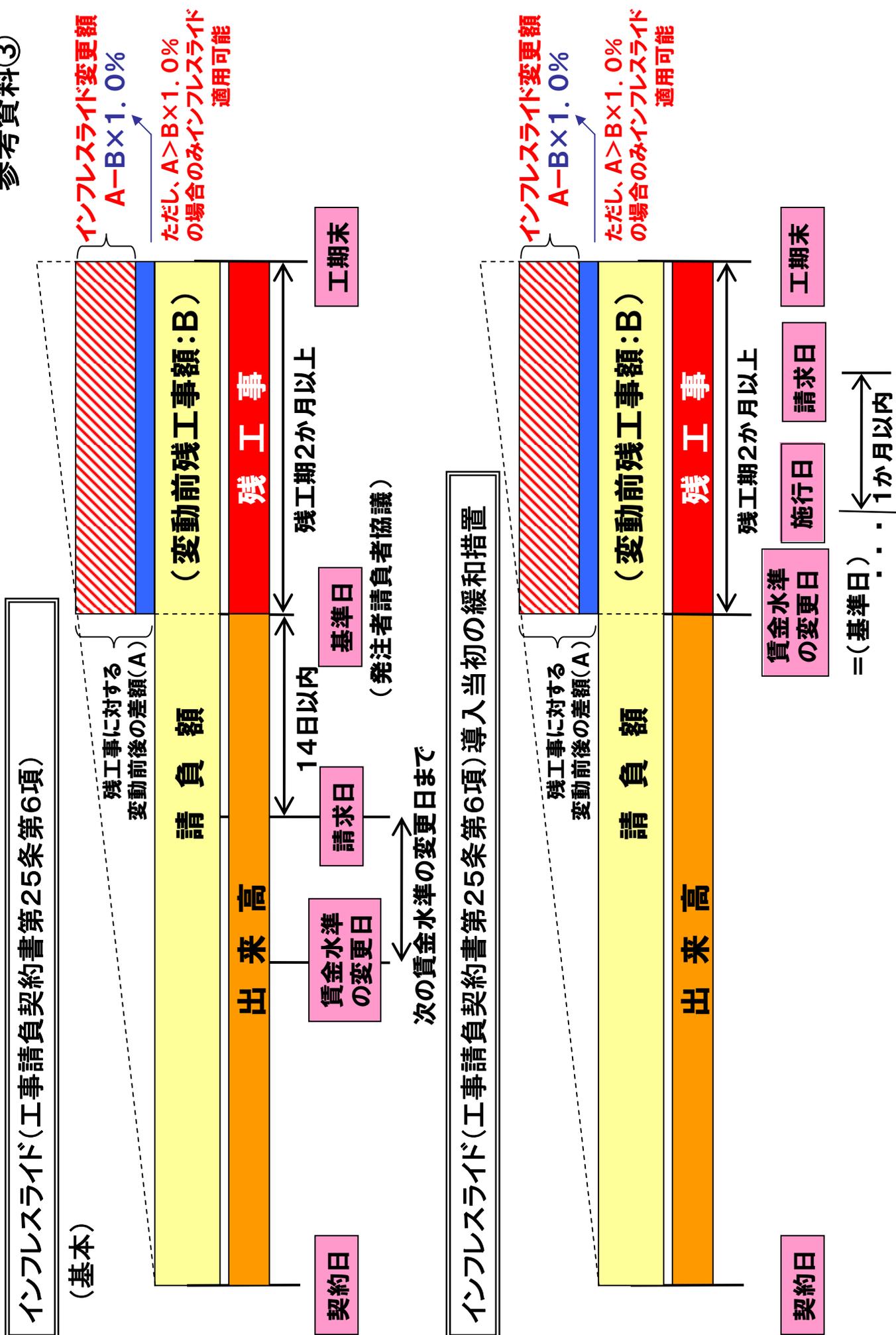
価格変動が……

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは請負者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、請負者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (契約書第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第25条第5項)	インフレスライド (契約書第25条第6項) ※1 本運用の措置内容
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 但し、残工期が2か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用施行日時点で継続中の工事 及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事 (本運用施行日時点で継続中の工事 及び新規契約工事(※2))
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対 応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置
	請負契約締結の日から12か月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く 全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	宮城県において、賃金水準の変更が なされた日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等
請負額変更 の方法	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、 建設業者の経営上最小限度必要な 利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用)
	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12か月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除 いた工期内全ての資材を対象に、精 算変更契約後にスライド額を算出す るため、再スライドの必要がない)	可能 (宮城県において、賃金水準の変更が なされる都度、適用可能)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年 (第1次石油危機当時)

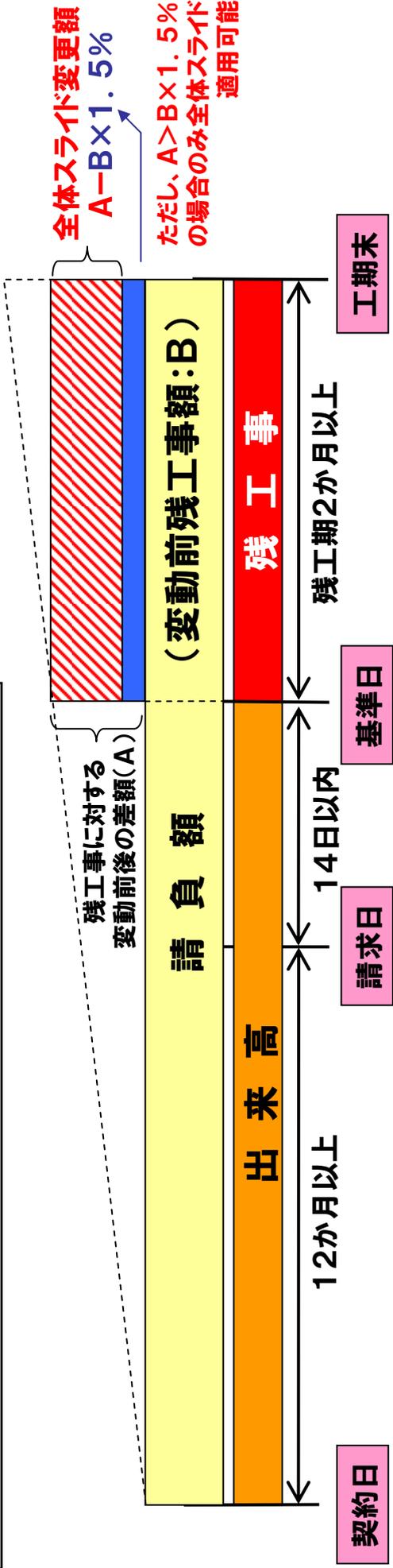
1 本運用とは、「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成24年3月2日付け出契第1373号)をいう。  
2 入札公告等の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も含む。

参考資料③



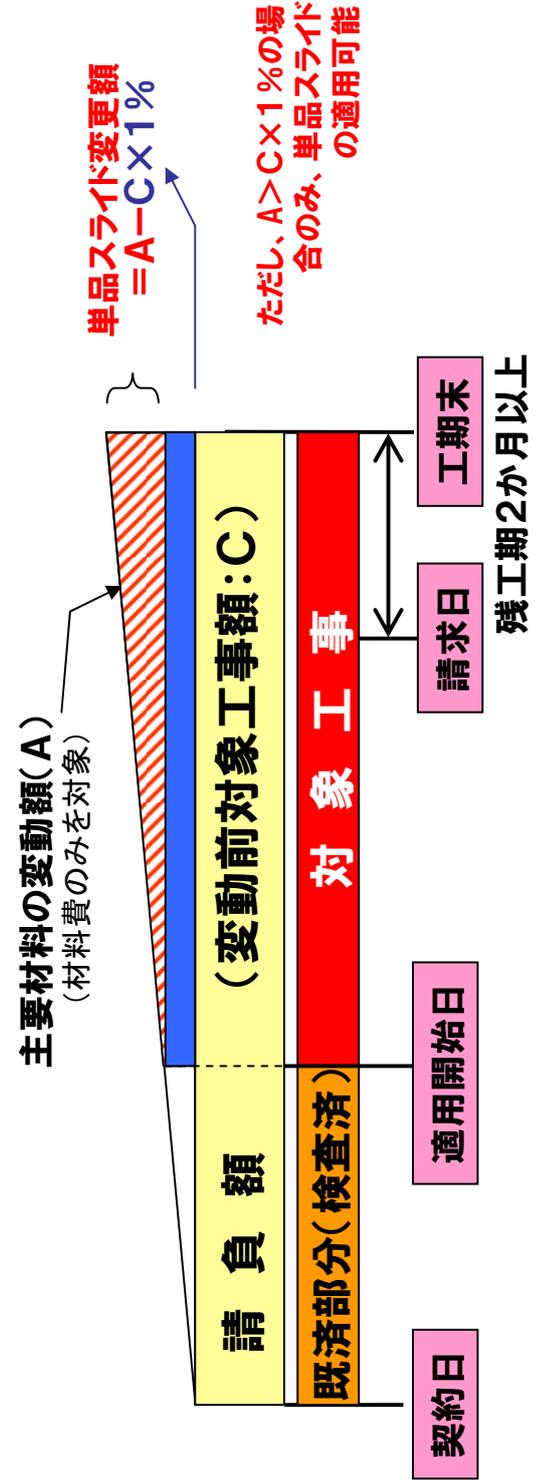
参考資料④

(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



(参考)単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材：部分払いを行った出来高部分を除く  
全ての資材(鋼材類、燃料油類等)

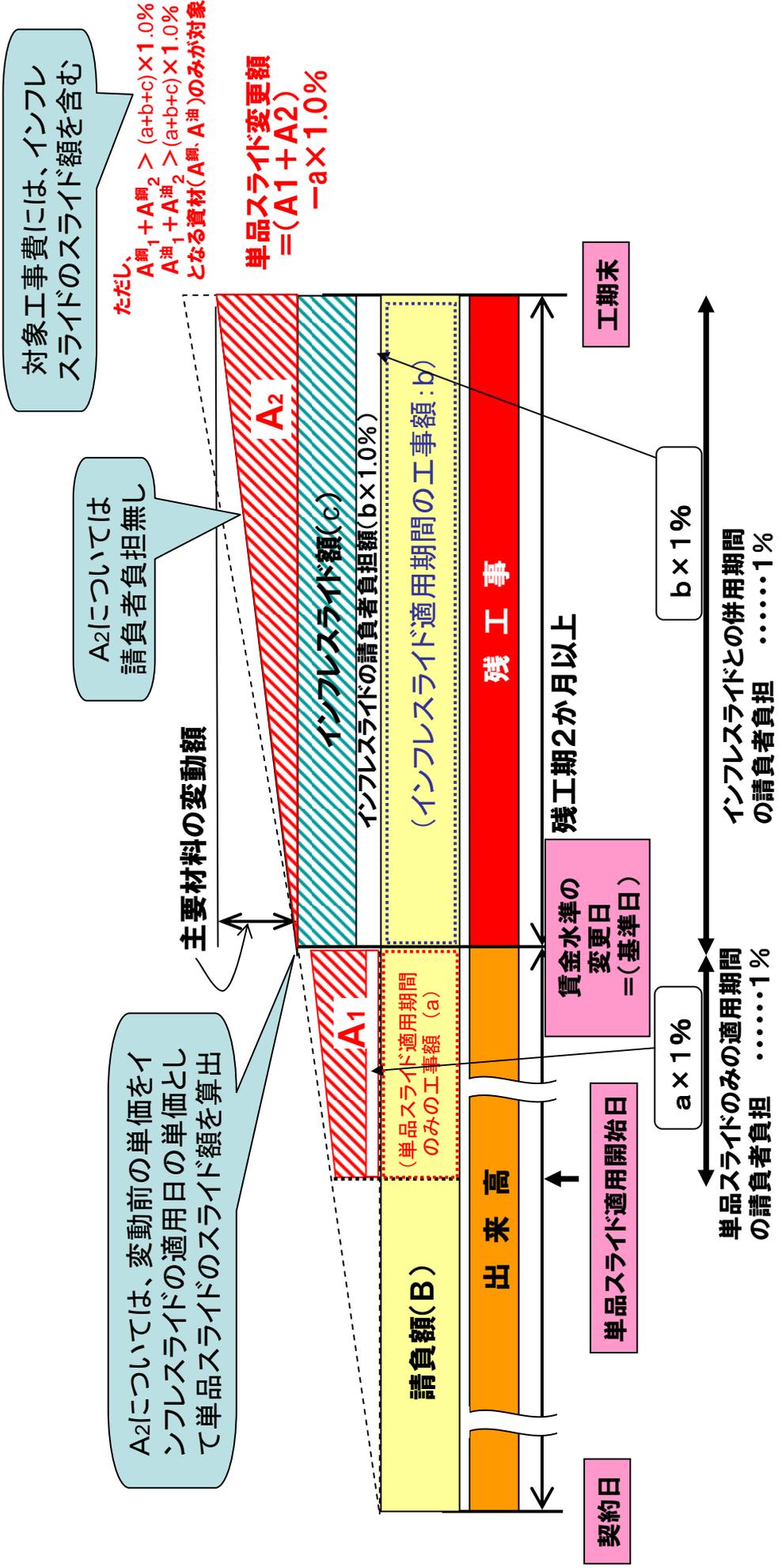


### (参考)インフレスライドと単品スライドの併用

### 参考資料⑤

- ・インフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、
  - ①単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価
  - ②単品スライドの請負者負担はなし

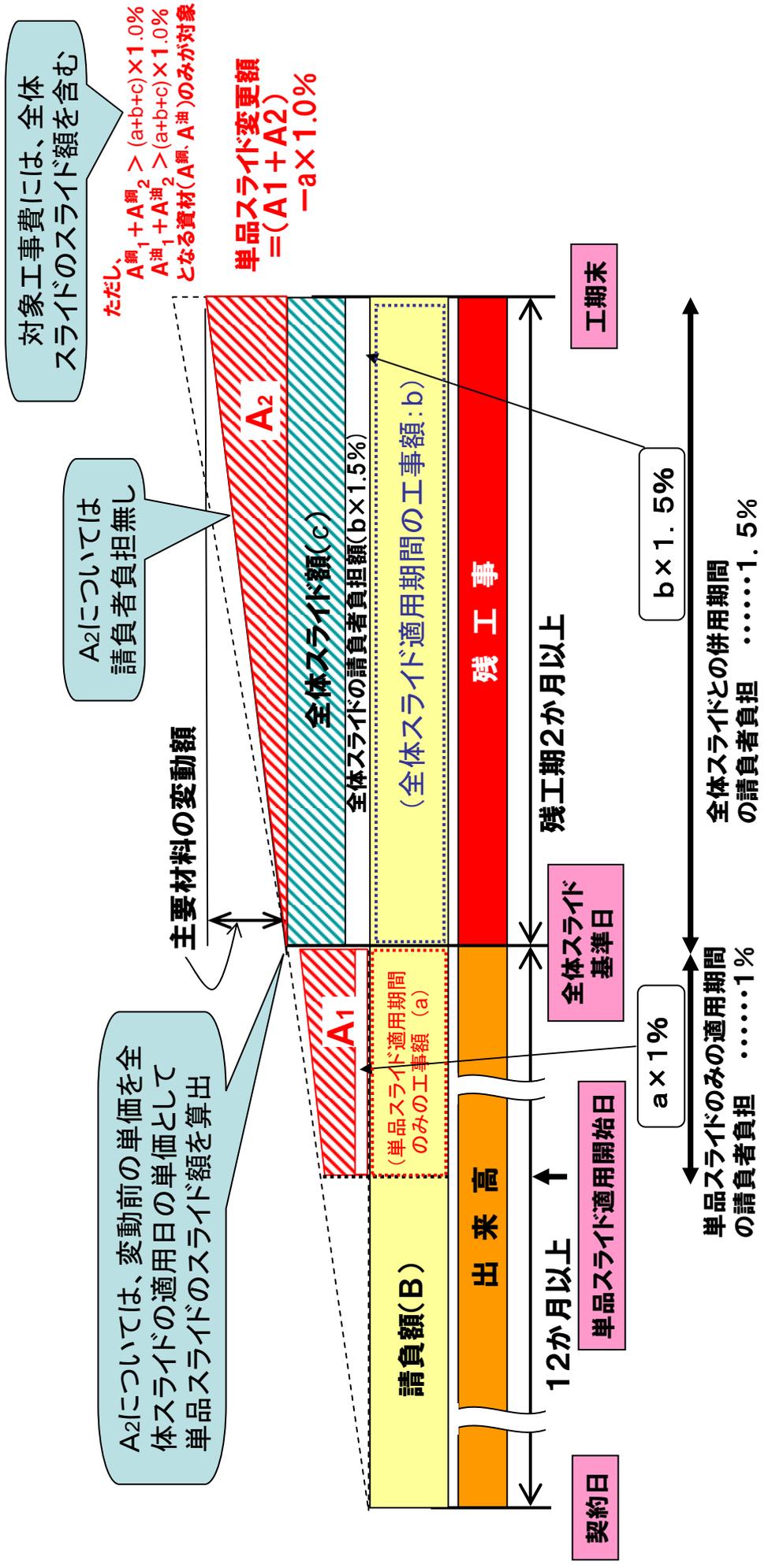
・単品スライドは、変動額が対象工事費(インフレスライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能



参考資料⑥

(参考) 全体スライドと単品スライドの併用

・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、  
 ①単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価  
 ②単品スライドの請負者負担はなし  
 ・単品スライドは、変動額が対象工事費(全体スライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能

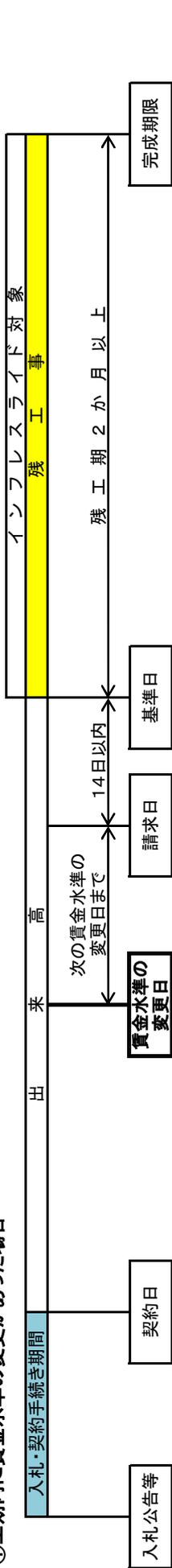


## インフレスライド概要(その2)

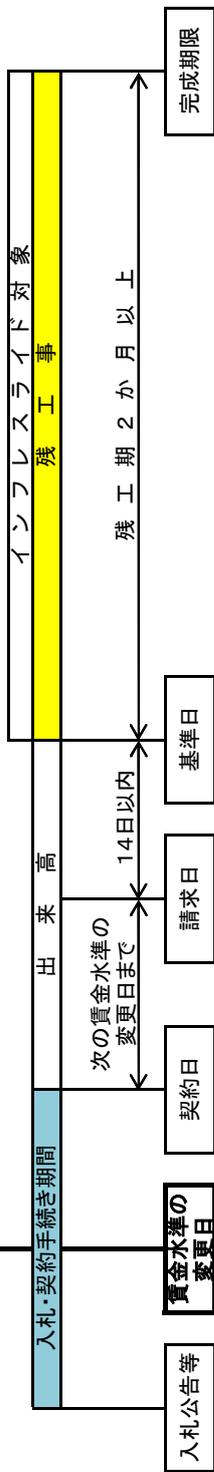
平成24年3月21日  
宮城県

### 【基本】

#### ①工期内に賃金水準の変更があった場合

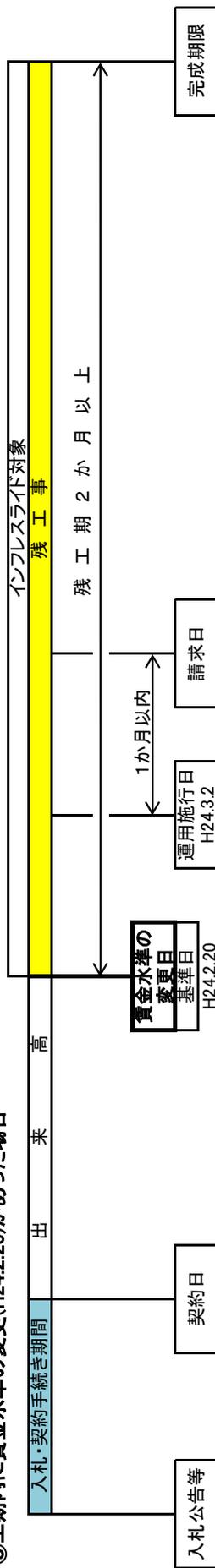


#### ②入札・契約期間内に賃金水準の変更があった場合 ([H24.2.20の賃金水準変更の場合も同じ](#))



### 【導入当初特例】

#### ③工期内に賃金水準の変更(H24.2.20)があった場合



平成26年2月5日  
農林水産部農村振興課

## 東日本大震災の復旧・復興事業等における 積算方法等に関する試行について

宮城県においては、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足で土地改良事業等請負工事積算基準と施工実態との間で、乖離（日当たり作業量の低下）が生じていたことから、現場状況を反映した「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」について、平成25年10月1日より適用開始しているところである。

これに加えて、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）についても、作業効率低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、下記のとおり当面の運用を定めました。

### 記

#### 1 対象工事等

「土地改良事業等請負工事積算基準」（以下「積算基準」という。）の間接工事費を適用して設計積算する工事。

※土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）は対象外。

#### 2 適用月日

平成26年2月5日以降に当初請負契約（議会承認案件にあっては本契約）を締結する案件から適用する。

※当該補正係数については、積算基準書等として取り扱う事とし、平成25年5月7日以降適用の「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」の対象とする。

#### 3 補正方法

積算基準により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費（率分）及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数（以下「復興係数」という）を乗じるものとする。

間接工事費	復興係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

※なお、平成24年3月1日以降適用の「間接工事費（率計上分）の率補正について」（以下 旧補正係数という）は本通知を以て廃止することとする。

#### 4. 運用方法

##### （1）既に公告済み案件

平成26年2月5日以降に当初契約締結を行う工事で、入札時点で上記補正方法の適用が出来ない工事等については、平成24年8月20日以降適用の「工事請負契約締結後における単価適用年月の変更

の運用」(以下 契約締結月の単価変更という)に準じて、復興係数についても変更を行い、契約変更を行うこととする。

ただし、既に見込んでいる旧補正係数については、廃止の上変更を行うこと。

(2) 2月28日までに公告又は指名通知を行う案件

平成25年5月7日以降適用の「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」に準ずることとし、発注時においては旧補正係数において補正を行い、復興係数の補正は行わないこととし、現場説明書の追加資料として別紙を設計図書に添付し、契約締結月の単価変更に準じて、復興係数に変更を行い、契約変更を行うこととする。

ただし、既に見込んでいる旧補正係数については、廃止の上変更を行う。

(3) 3月1日以降公告又は指名通知を行う案件

発注時から復興係数の率補正を行うこととし、現場説明書の追加資料は添付しない。

現場説明書（追加資料）

平成26年2月5日以降適用される

間接工事費（率計上分）の補正係数の適用について

入札の際に使用する間接工事費（率計上分）の率は、平成24年3月1日以降に適用されていた補正係数により算出された率を適用しておりますが、契約後において、別途協議の上、平成26年2月5日以降に適用される補正係数により算出された率への設計変更を行うものとします。

※間接工事費（率計上分）：共通仮設費率及び現場管理費率

● 復興係数補正の適用例

復興係数適用日  
2月5日

パターン1	○ — △ (2月以前公告, 2月以前当初契約締結)	↑	旧補正係数を適用し, 復興係数は適用しない。
旧補正係数	□	↑	
復興係数			
パターン2	○ — △ (2月以前公告, 2月以降当初契約締結)	↑	発注時には旧補正係数を適用し発注するが, 当初契約締結後に, 旧補正係数を廃止のうえ, 復興係数の変更を行い契約変更する。
旧補正係数	□ → × 変更	↑	
復興係数	□		
パターン3	○ — △ (2月公告, 2月以降当初契約締結) (発注の適用基準は1月基準)	↑	発注時には旧補正係数を適用し発注するが, 当初契約締結後に, 旧補正係数を廃止のうえ, 復興係数の変更を行い契約変更する。
旧補正係数	□ → × 変更	↑	
復興係数	□		
パターン4	○ — △ (3月公告, 3月以降当初請負契約締結) (発注の適用基準は2月)	↑	当初から復興係数を適用し発注を行う。
旧補正係数		↑	
復興係数	□		

○ : 公告又は指名通知  
△ : 当初請負契約締結  
□ : 補正係数の適用

間接工事費	旧補正係数	復興係数
共通仮設費	1.055	1.5
現場管理費	1.005	1.2

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

### 概要

東日本大震災の復旧・復興事業の更なる施工確保対策のため、施工箇所が点在する複数の工事をまとめて発注する工事の間接費について、標準積算による積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることから、当面の運用を定め、対象工事を「東日本大震災の復旧・復興事業」として適用を開始しているところではありますが、さらなる復旧・復興事業の施工確保を図るため、対象工事を拡大することとし、以下のとおり運用を改めました。

#### 1 対象工事

施工箇所が複数ある工事で、次に掲げる事項を全て満たす工事は、施工箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

- (1) 宮城県農林水産部（農業農村整備事業）が所管する建設工事であること。
- (2) 当初発注時点において、点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事であること。  
ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

#### 2 適用月日

平成24年12月3日以降に公告または指名通知を行う案件から適用する。

#### 3 適用期間

東日本大震災の復旧・復興事業期間とする。

#### 4 適用条件

設計変更で施工箇所間の距離の増減があったとしても、当初発注時点の適用条件を変更しないものとする。

#### 5 運用

- イ 平成24年12月3日及び12月10日公告又は指名通知を行う案件への対応  
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。
- ロ 平成24年12月17日以降に公告または指名通知を行う案件への対応  
発注時においては、別紙2の特記仕様書記載例を参考として特記仕様書に明示のこと。

### 改正の内容

#### 対象工事

【改正前】 点在する工事箇所間の距離が1箇所工事の範囲（負担法においては100m、暫定法においては150m）を超える工事については、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

【改正後】 当初発注時点において、点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事であること。  
ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

#### 適用期間

【改正前】 記載なし。

【改正後】 東日本大震災の復旧・復興事業期間とする。

#### 運用

【改正前】 平成24年8月6日以降当分の間、公告または指名通知を行う案件への対応  
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

【改正後】 イ 平成24年12月3日及び12月10日公告又は指名通知を行う案件への対応  
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

ロ 平成24年12月17日以降に公告または指名通知を行う案件への対応  
発注時においては、別紙2の特記仕様書記載例を参考として特記仕様書に明示のこと。

## 現場説明書（追加資料）

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと（※）』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事に該当しますが、入札の際に使用する共通仮設費及び現場管理費は、平成24年12月3日以前の方法（標準積算）で積算しておりますので、契約後において、平成24年12月3日から適用の方法（施工箇所ごとに算出する方法）への設計変更を行うものとします。

本工事における対象施工箇所は「○○地区（施工箇所○○）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□□）」とします。

※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が100mを超える場合をいいます。

ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

## 特記仕様書記載例

(特記仕様書には以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする)

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと(※)』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。

本工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区ごとに設定する。

本工事における対象施工箇所は「○○地区（施工箇所○  
○）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□  
□）」とします。

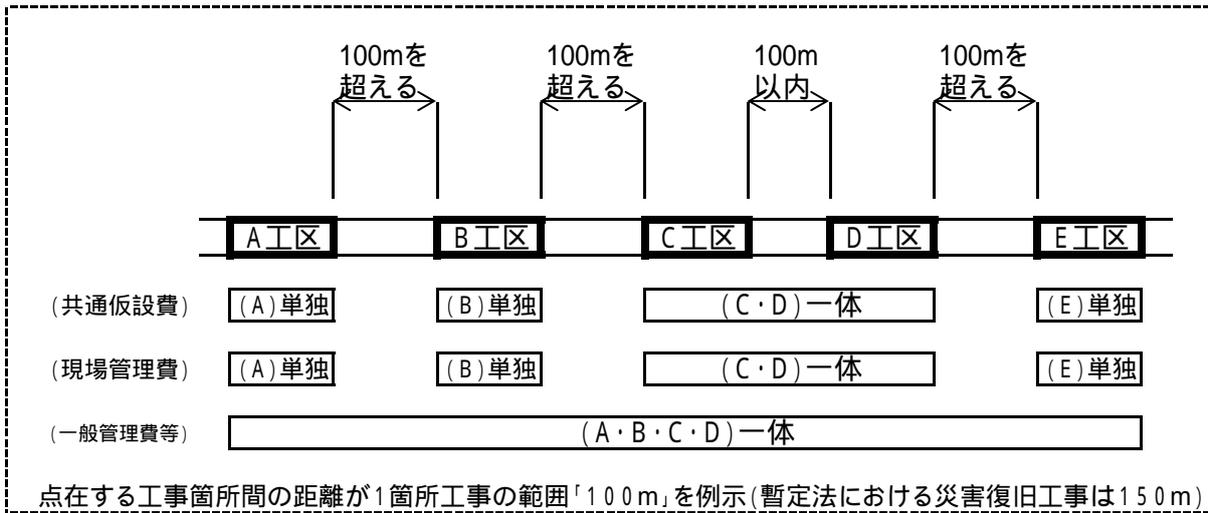
※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が100mを超える場合をいいます。

ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

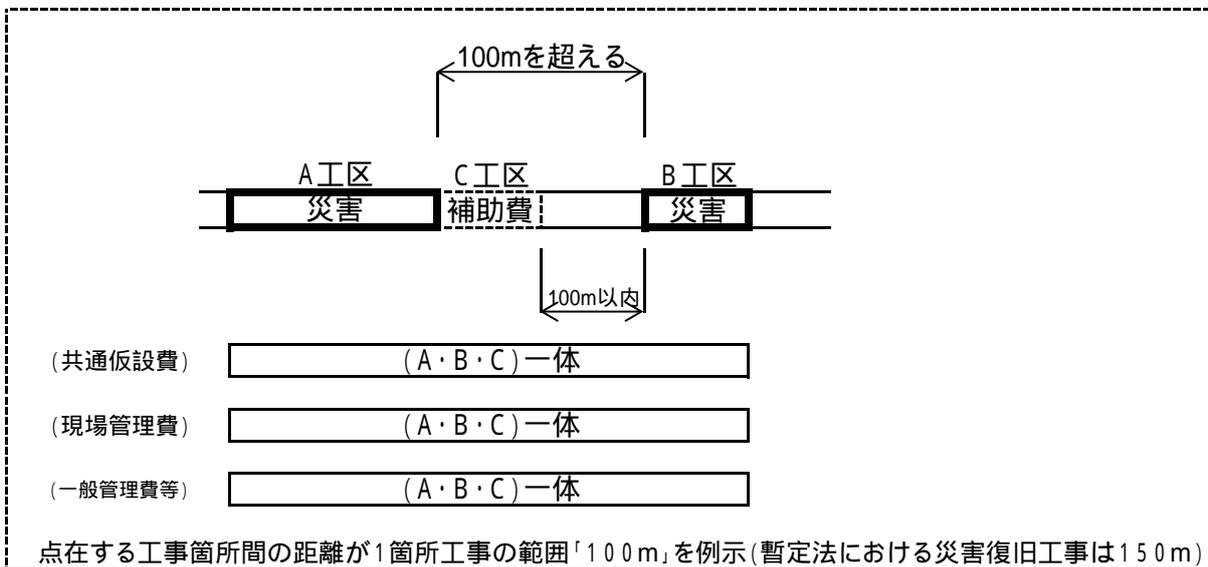
# 施工箇所が点在する工事の間接費の計算例

複数の工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が100mを超える場合は工事箇所ごとに共通仮設費・現場管理費を算出する。

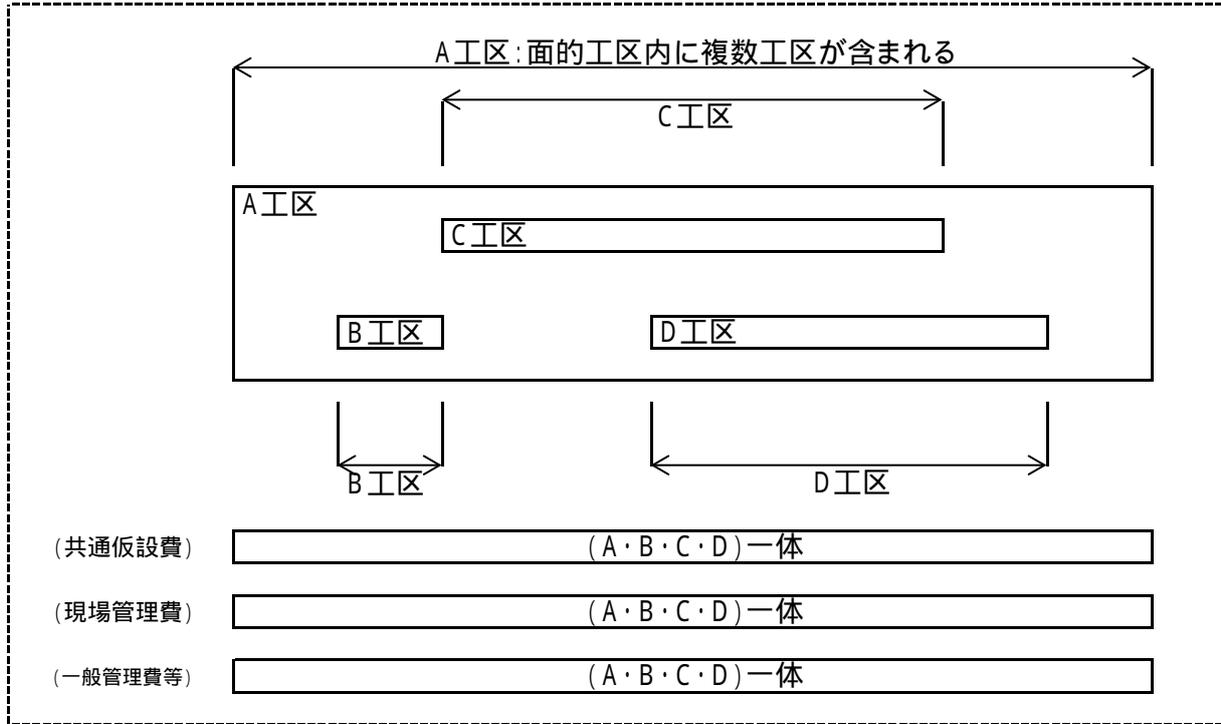


工事箇所端部での補助費による施工区域の合併等により工事箇所間の距離が100m以内となった場合  
標準積算のとおり,工事箇所全体(A工区+B工区+C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



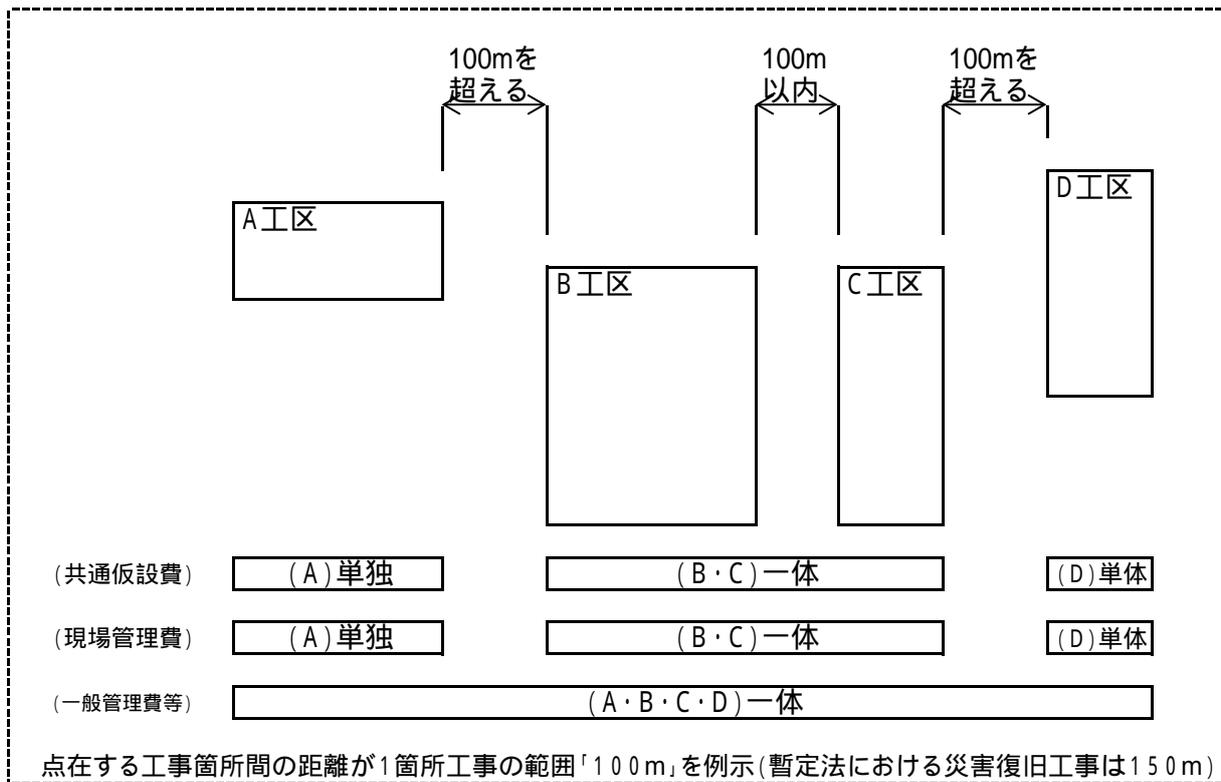
面的工事区域内で複数の工区合併等により発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区 + D工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



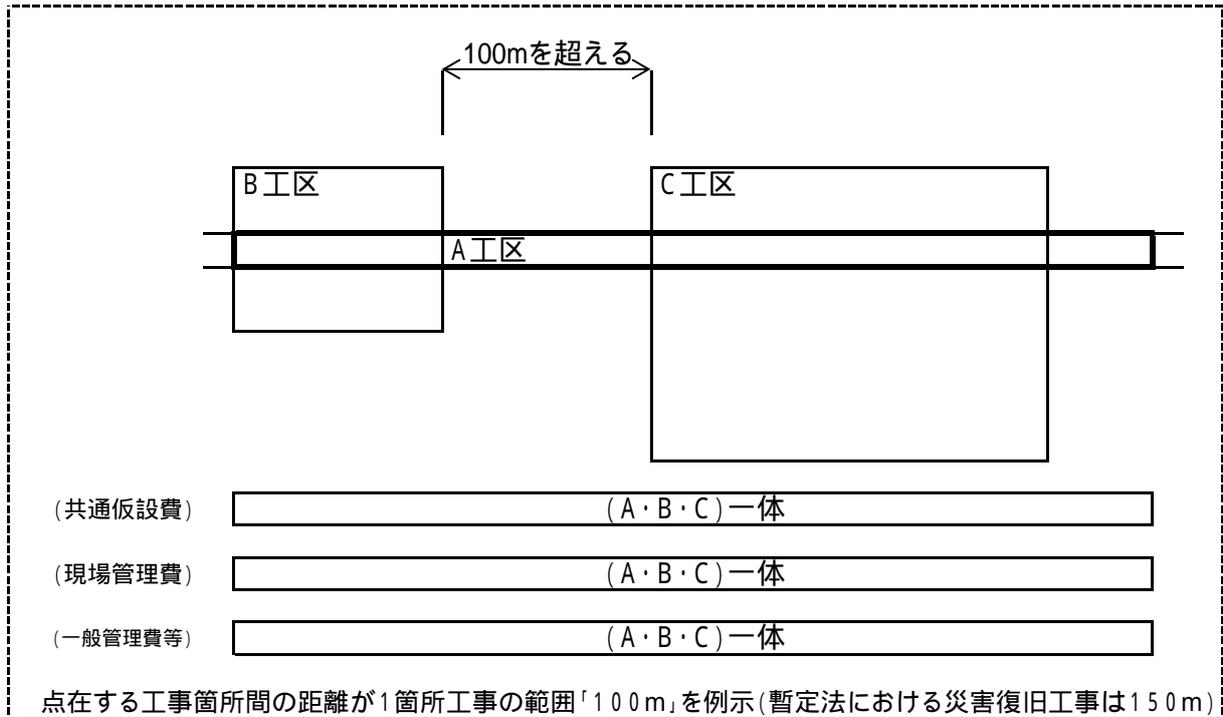
面的工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が100mを超える場合は工事箇所毎に共通仮設費・現場管理費を算出する。



面的工事箇所を路線工区と一体で発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



点在する工事箇所間の距離が1箇所工事の範囲「100m」を例示(暫定法における災害復旧工事は150m)

平成24年8月20日

農村振興課技術管理班

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

### 1 概要

東日本大震災の復旧・復興事業の更なる施工確保対策のため、施工箇所が点在する複数の工事をまとめて発注する工事の間接費について、標準積算による積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることから、以下のとおり、当面の運用を定めた。

#### (1) 対象工事

東日本大震災の復旧・復興事業で点在する複数の施工箇所をまとめて発注する工事

#### (2) 適用月日

平成24年8月6日以降に公告または指名通知を行う案件から適用する

#### (3) 適用方法

点在する施工箇所間の距離が1箇所工事の範囲（負担法においては100m、暫定法においては150m）を超える工事については、施工箇所毎に共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

#### (4) 運用

イ 平成24年8月6日以降当分の間、公告または指名通知を行う案件への対応  
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

## 現場説明書（追加資料）

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと（※）』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事に該当しますが、入札の際に使用する共通仮設費及び現場管理費は、平成24年8月6日以前の方法（標準積算）で積算しておりますので、契約後において、平成24年8月6日から適用の方法（施工箇所ごとに算出する方法）への設計変更を行うものとしします。

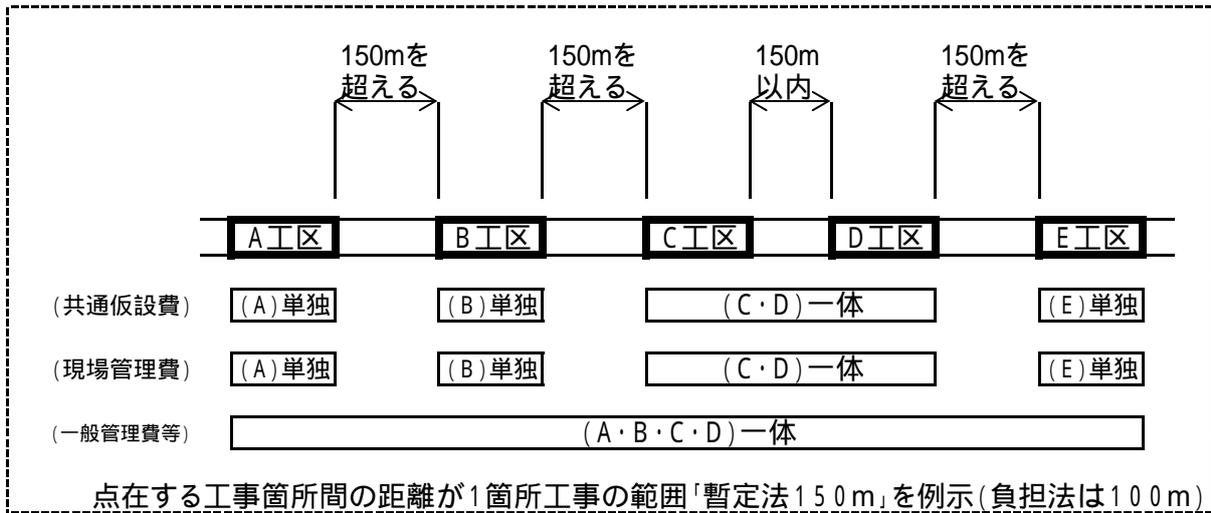
本工事における対象施工箇所は「〇〇地区（施工箇所〇〇）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□□）」としします。

※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が「負担法においては100m（農地海岸堤防）、暫定法においては150m（農地、農業用施設）」を超える場合をいいます。

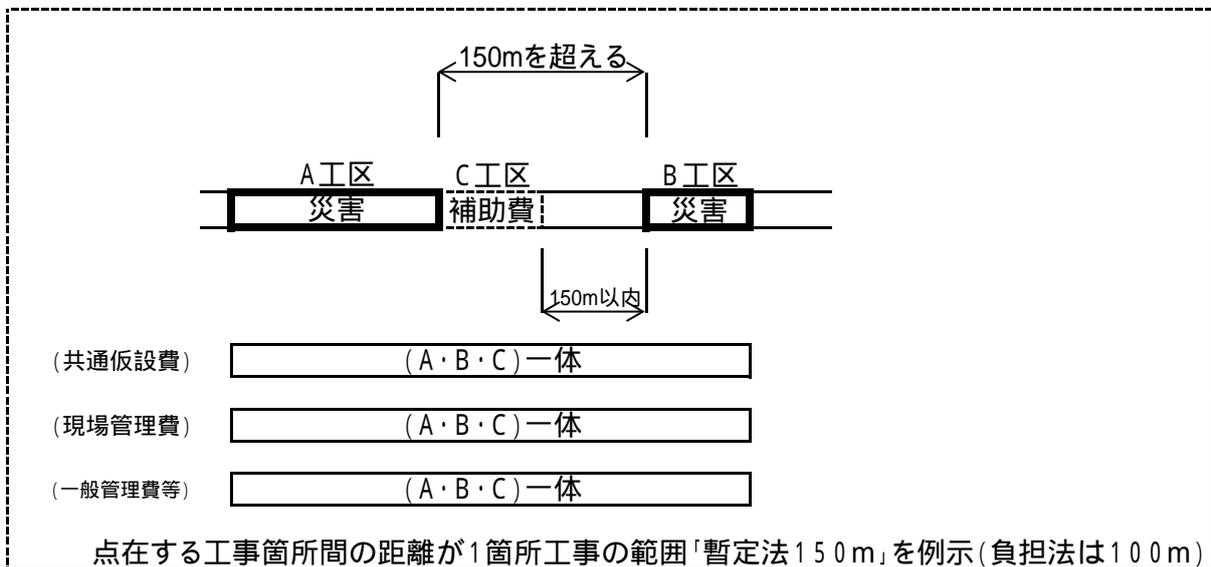
# 施工箇所が点在する工事の間接費の計算例

複数の工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が150mを超える場合は工事箇所ごとに共通仮設費・現場管理費を算出する。

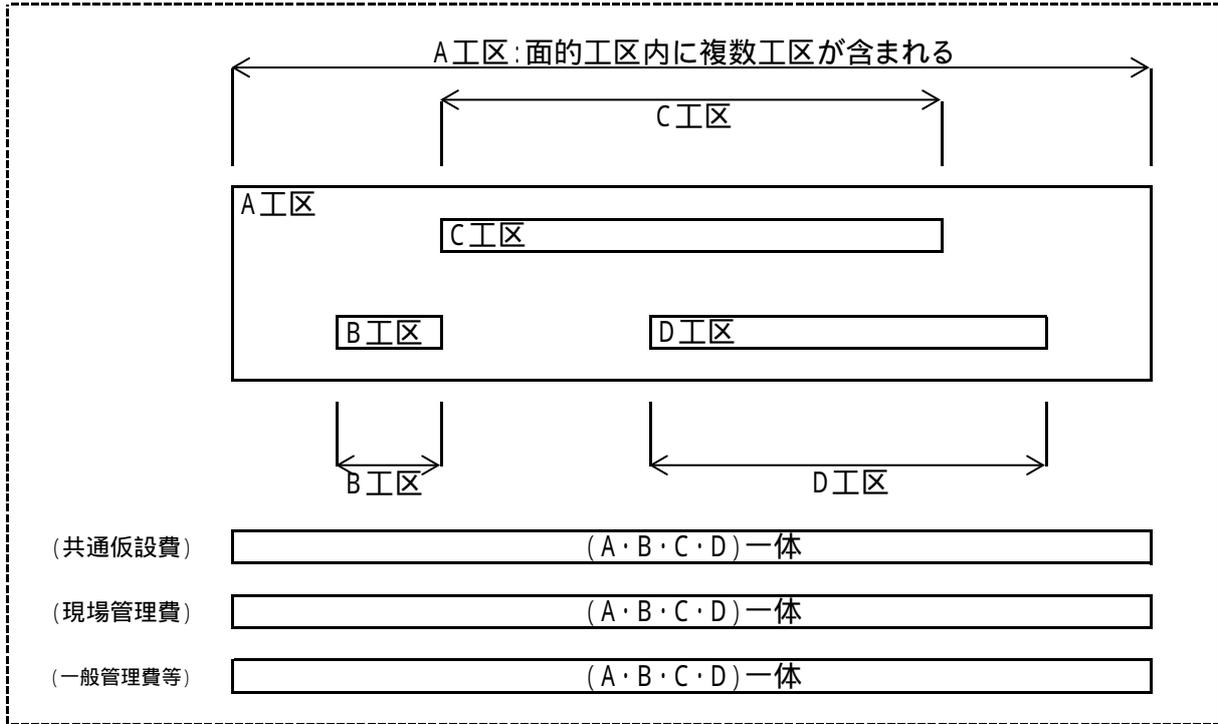


工事箇所端部での補助費による施工区域の合併等により工事箇所間の距離が150m以内となった場合  
標準積算のとおり,工事箇所全体(A工区+B工区+C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



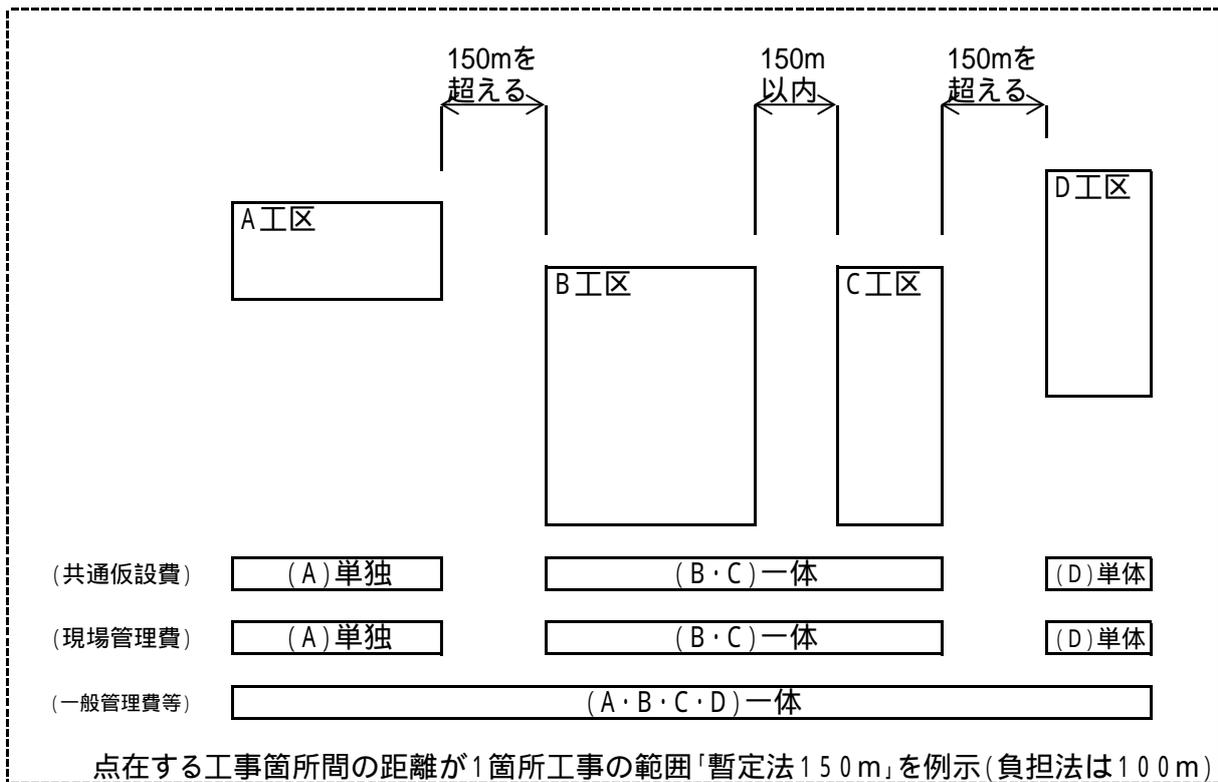
面的工事区域内で複数の工区合併等により発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区 + D工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



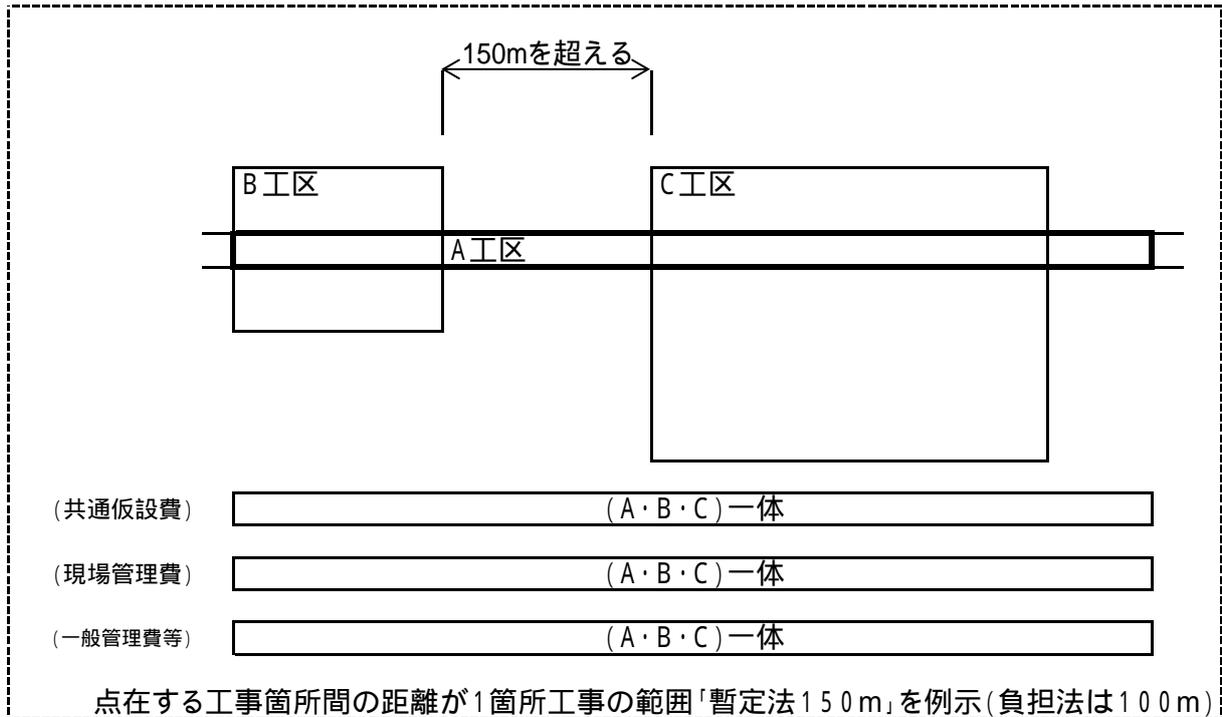
面的工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が150mを超える場合は工事箇所毎に共通仮設費・現場管理費を算出する。



面的工事箇所を路線工区と一体で発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



## 工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更して設計単価を変更する場合の運用基準について、必要事項を定めるものである。

### 1 対象工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 平成30年2月1日以降に契約を締結する工事であること。

### 2 変更対象資材等

当初契約締結後に単価適用年月を変更して設計単価を変更するものは、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

### 3 基準日

基準日は当初契約締結日（議決案件については本契約締結日）とする。

### 4 適用単価の変更

- (1) 発注者は、基準日において、設計単価を所管する課（農村振興課・森林整備課又は事業管理課、営繕課をいう。）が通知（設定）している最新の設計単価資料（「農業農村整備事業労務資材単価表」、「森林土木事業独自資材・製品単価及び樹木単価」又は「土木部労務資材単価表」、「営繕工事積算基準（建築）」、「営繕工事積算基準（電気）」、「営繕工事積算基準（機械）」をいう。）の設計単価及び一般刊行されている積算関連資料（（一財）建設物価調査会「建設物価」、（一財）経済調査会「積算資料」）の設計単価に変更するものとする。
- (2) 工事毎に見積り及び特別調査等（以下「資材見積等」という。）により設定している設計単価については、有効期限を確認し、有効期限を経過している場合は、基準日時点で有効な設計単価に変更するものとする。
- (3) 基準日における単価適用年月日の変更契約は、当初契約締結後に遅滞なく行うことを原則とするが、受注者との調整により、契約数量・契約図面及び仕様書等の変更と合わせて、適当な時期に変更契約できるものとする。ただし、単価適用年月の変更に係る概算変更額については、当初契約締結後に遅滞なく設計変更協議書を取り交わすものとする。

### 5 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

単価適用年月の変更した場合においても、工事請負契約書第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、同条第5項（いわゆる「単品スライド」）、同条第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

### 6 適用除外工事

その他発注者が適用除外と認めた工事。

### 7 留意事項

設計単価資料については、市場の動向に応じ毎月改定していることから、単価適用年月

を変更して設計単価を変更した場合、変更契約（第1回）後の請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

## 8 その他

- (1) 対象工事は特記仕様書に明示すること。
- (2) 議会の議決を要する変更については、議決前に設計変更協議書を取り交わすこととし、議決後に適宜変更契約するものとする。
- (3) 疑義が生じた場合は、各部設計・積算担当課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努めることとする。

### 附 則

この運用は、平成24年8月20日から施行する。

### 附 則

この運用は、平成30年2月1日から施行する。

平成28年3月16日  
農林水産部農村振興課

東日本大震災の復旧・復興事業実施期における  
積算基準及び設計単価の適用年期日の改定について

平成25年5月7日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用している「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」について、下記のとおり一部改定しました。

記

1 改定内容

1 対象工事(2)「平成25年5月7日から平成28年3月31日までに公告または指名通知を行う工事」を、「平成25年5月7日から当面の間公告又は指名通知を行う工事」と改める。

東日本大震災の復旧・復興事業実施期における  
積算基準及び設計単価の適用年期日の改定について

平成25年5月7日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用している「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」について、下記のとおり一部改定しました。

記

1 改定内容

1 対象工事(2)「平成25年5月7日から平成26年3月31日までに公告または指名通知を行う工事」を、「平成25年5月7日から平成27年3月31日までに公告又は指名通知を行う工事」と改める。

東日本大震災の復旧・復興事業実施期における  
積算基準及び設計単価の適用年期日について

積算基準及び設計単価の適用年期日については、公告日又は指名通知日とすることとされていますが、当面の間、積算基準及び設計単価の適用年期日を下記のとおりとしました。

なお、平成24年8月20日から施行されている「工事請負契約締結後における単価適用年月日変更の運用について」も適用されています。

記

1 対象工事

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事。
- (2) 平成25年5月7日から平成26年3月31日までに公告または指名通知を行う工事。

2 積算基準及び設計単価の適用年期日

公告日又は指名通知日の前月の積算基準及び設計単価とする。

3 その他

本通知を対象とした工事であることを、入札参加者へ周知のため、現場説明書の追加資料として別紙を設計図書に添付することとする。

## 現場説明書（追加資料）

### 設計単価の適用について

入札の際に使用する積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としております。

## 「土地改良工事積算基準等」の一部改定について

農林水産省において、平成 26 年 4 月 1 日以降適用の積算基準等の公表がなされたところであり、宮城県においては、依然として入札不調が続いている現状を踏まえ、入札不調対策及び施行確保対策のため施工実態を反映し、下記について 4 月 1 日付けで積算基準の改定を行うものである。

### 1 改定対象基準

- 1) 宮城県農業農村整備事業等標準積算基準【統合版】 平成 25 年 10 月 1 日以降 宮城県農林水産部
- 2) 宮城県農業農村整備事業等標準設計（解説編・図集編）平成 25 年 10 月 1 日以降 宮城県農林水産部

### 2 改定内容及び概要

- 1) 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛り  
土工の 3 工種について、日当たり作業量の補正を 10% から 20% に変更するもの。
- 2) 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正  
建設機械 3 機種について、運転 1 時間当たり損料を 3% 割増しから 5% 割増しに変更するもの。
- 3) 仮設工関係歩掛りの改定  
施工実態調査結果に基づく 3 工種（鋼製足場、支保工、大型土のう工）の改定を行うもの。
- 4) 契約保証金に係る一般管理費率の取扱  
特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合等における契約保証費の取扱について改定を行うもの。

### 3 適用年月日

平成 26 年 4 月 1 日

（平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告または指名通知を行う案件から適用）

### 4 積算上の運用

- 1) 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛り  
積算システムでの対応が可能となるまでの間、発注時は現行基準（10% 補正）にて積算を行い、当初契約締結後において、平成 24 年 8 月 20 日以降適用の「工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の運用」（以下「契約締結月の単価変更」という。）に準じて本歩掛りを適用した変更を行うこととする。

2) 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正

積算システムでの対応が可能となるまでの間、発注時は現行基準（3%補正）にて積算を行い、当初契約締結後において、「契約締結月の単価変更」に準じて本損料単価を適用した変更を行うこととする。

3) 仮設工関係歩掛りの改定

積算システムでの対応が可能となるまでの間、発注時は現行基準にて積算を行い、当初契約締結後において、「契約締結月の単価変更」に準じて本歩掛りを適用した変更を行うこととする。

5 入札参加者への周知

4 積算上の運用に関する積算を行った場合については、現場説明書へ追加資料(別紙-1)を添付することとする。

## 現場説明書（追加資料）

## 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛り

入札の際に使用する標記の土工歩掛り（機械土工（土砂・超ロングアームバックホウ）、土の敷均し締固め工）※は平成25年10月1日以降適用される歩掛り（10%補正）となっていますが、当初請負契約締結後において平成26年4月1日以降に適用される歩掛り（20%補正）に変更致します。

※工事内容により適切に修正すること。

## 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正

入札の際に使用する標記の損料補正（ブルドーザ（リッパ付ブルドーザを除く）・バックホウ・ダンプトラック）は平成25年7月1日以降適用され補正率（3%割増し）となっていますが、当初請負契約締結後において平成26年4月1日以降に適用される補正率（5%割増し）に変更致します。

## 仮設工等（鋼製足場，支保工，大型土のう工）の適用歩掛り

入札の際に使用する標記の歩掛りは平成25年8月1日以降適用される歩掛りとなっていますが、当初請負契約締結後において平成26年4月1日以降に適用される歩掛りに変更致します。

## コンクリートに使用するセメントについて

このことについて、東日本大震災の復旧・復興工事に伴い生コンクリートを円滑に供給する必要があることから、当面の間下記のとおり取扱うこととしました。

### 記

#### 1 コンクリートに使用するセメントについて

生コンクリートを円滑に供給する必要があることから、当面の間普通ポルトランドセメントを標準とする。

#### 2 対象工事

宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事

#### 3 適用年月日

平成25年5月1日以降入札公告または指名通知を行う案件から適用とする。

なお、契約中の工事若しくは入札手続き中の工事については、受注者と発注者が協議の上、設計変更出来るものとする。

## 工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書(平成8年宮城県告示第412号)第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用について、生コンクリート類等についても、東日本大震災に伴う復旧・復興工事の増加による資材高騰等に起因して、請負代金額が不相当となるおそれが認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用をさらに拡充しました。

なお、単品スライド条項を適用しようとする場合には、発注者と十分に調整願います。

### 記

#### 1 適用の拡充

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の増加等による資材価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域においてコンクリート類等の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごと算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

#### 2 対象工事材料

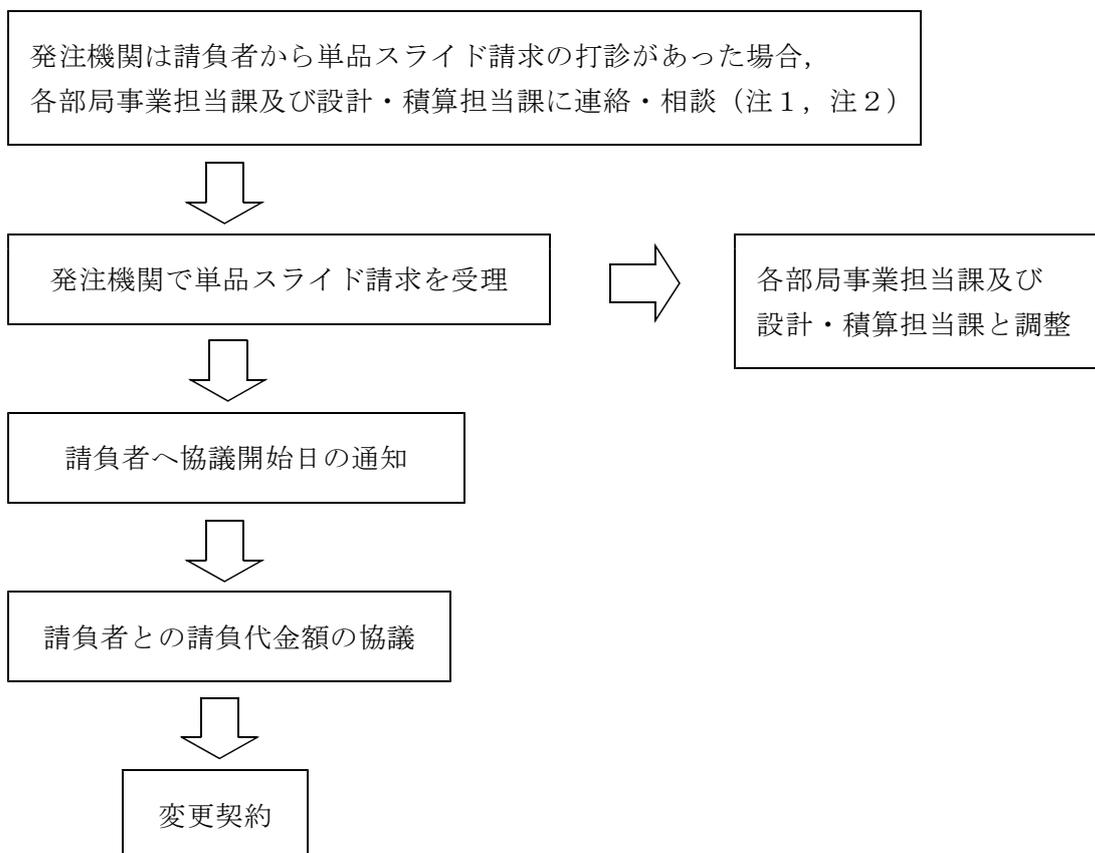
コンクリート類の対象工事材料として、以下のものを想定。

- 1) レディーミクストコンクリート(生コン)
- 2) セメント
- 3) モルタル
- 4) コンクリート混和材
- 5) コンクリート用骨材
- 6) コンクリート二次製品

#### 3 適用時期等

この通知は、平成25年6月25日から施行し、適用する。

■単品スライド条項適用にあたっての処理フロー例



（注1）本通知に基づき単品スライド条項を適用する場合，発注機関は価格上昇の要因，品目について，設計・積算担当課と調整するものとする。

（注2）請負代金額の変更が見込まれる場合，各部局事業担当課は予算担当課及び財政課と調整するものとする。

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)協議工事一覧

協議対象材料欄において、単品スライド該当対象に「○」, 請求なしの場合は「-」  
とします。なお、その他の材料の場合は、備考に品目の記入をお願いします。

発注機関名	工事番号	工事名	受注者	当初契約額 (税込み)	契約日	工期末	単品スライド協議詳細					備考	
							請求日	協議 開始日	スライド契 約締結日	スライド額 (税込み)	協議対象材料		
											鋼材類		燃料油 コンクリート類

## 工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用について

工事請負契約書（平成 8 年宮城県告示第 412 号）第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、当分の間、下記のとおり運用することとする。

### 記

#### 1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油、コンクリート類であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M^{\text{変更}} - M^{\text{当初}}$$

$$M^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M^{\text{当初}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

$M^{\text{変更}}$ ：価格変動前の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

$p$ ：設計時点における鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料の単価

$p'$ ：3. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料の単価

$D$ ：4. の規定に基づき鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料について算定した対象数量

$k$ ：落札率（小数点以下 4 位まで有効）

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、6. の規定に基づき別に定める様式により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

## 2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料（以下象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = S' \times 105/100$$

$$S' = ((M^{\text{変更}} - M^{\text{当初}}) - P \times 1/100) \times 100/105$$

$$M^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

S' : スライド額（税抜き）（千円未満切り捨て）

M<sup>変更</sup> : 価格変動後の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

M<sup>当初</sup> : 価格変動前の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価（消費税相当額を含まない額）

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価（消費税相当額を含まない額）

D : 4. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率（小数点以下4位まで有効）

P : 1. に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油、コンクリート類の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM<sup>変更</sup>を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM<sup>変更</sup>に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- ② 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5. (3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

### 3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p) は、次に定めるとおりとする。

#### ① 鋼材類・コンクリート類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格。）とする。

#### ② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5.(3)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4.の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

### 4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
- ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

#### 5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4.の対象数量とすることができる。

#### 6. 部分払時の取扱

工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、別途定める様式により、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

#### 7. 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

#### 8. 請負代金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約書第 25 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から遅くとも 30 日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。

(3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

## 9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油 コンクリート類 に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油 コンクリート類 に該当する各材料の単価（工事請負契約書第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

### 附 則

1. この通知は、平成 20 年 7 月 14 日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成 20 年 10 月 31 日以前である工事に係る 8. (1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成 20 年 8 月 29 日まで」とする。

### 附 則

この通知は、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。

### 附 則

この通知は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

## コンクリート類についての運用

「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月25日付け、出契第454号）において、「原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする」と明記されているところであるが、コンクリート類が対象工事材料となる場合の運用については、下記のとおりとする。なお、以下に記載していない事項については、「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年2月19日付け）の鋼材類に準じ実施されたい。

### 1. 著しい価格変動の要因

- |                             |
|-----------------------------|
| ・対象工事材料の著しい価格変動の要因について整理する。 |
|-----------------------------|

- ・単品スライドは、「特別な要因により工期限内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に適用することとされている（工事請負契約書第25条第5項）。

コンクリート類に適用する場合においては大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増や協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第7条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用について、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされたものに限る）の販売価格の大幅な変動が該当すると考えられるが、発注者と受注者が共通の認識をもってその影響の重要性を客観的に認められるよう、「特別な要因」について整理することとする。

このため、受注者からも情報提供を求め、対象にしようとする品目の当該地域における需給動向や協同組合販売価格の推移等必要な情報を把握しておく。

## 2. 対象工事材料の考え方

- ・コンクリート類の対象工事材料として、以下のものが想定される。
  - 1) レディーミクストコンクリート（生コン）
  - 2) セメント
  - 3) モルタル
  - 4) コンクリート混和材
  - 5) コンクリート用骨材
  - 6) コンクリート二次製品

## 3. 対象数量

- ・対象数量は、設計図書の数量、設計数量、証明数量から以下により選定することとする。

### 1) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量 → 当該材料は対象材料とならない  
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量 → 対象材料。対象数量は証明数量  
設計数量 < 証明数量 → 対象材料。対象数量は設計数量

- 注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量  
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）  
証明数量：受注者から証明された数量

### 2) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量 → 対象数量は証明数量  
設計数量 < 証明数量 → 対象数量は設計数量

- 注) 設計数量：積算上の数量  
証明数量：受注者から証明された数量

- ・設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次の通り。

（レディーミクストコンクリートの数量）

$$\text{設計量} \times (1 + \text{ロス率} \%)$$

- ※ロス率については、関係事業の工事標準積算基準書によることとする。

#### 4. 受注者への確認事項

・納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。

・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それになる社内書類等で購入価格の証明を求める。

・工場渡しにて、購入した場合で、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出。

・受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

#### 5. 単価（変動後の実勢価格の算定）

・実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格

・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。

・納入の概ね1ヶ月前以上に購入契約が完了しており、その結果が現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されていることが明らかな場合は、対象材料を搬入した月と同月の物価資料の価格を実勢価格とする。

#### 6. その他

・現在、スライド額協議中であり、本通知により難しい場合はこの限りでない。

平成24年10月1日

農村振興課技術管理班

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用について

### 概要

受注者が、不足する建設資材を遠隔地から調達することが想定されます。受注者が建設資材を安定的に確保するため遠隔地から建設資材を調達せざるを得ない場合に、それに要する購入費及び輸送費を設計変更で計上し、契約変更することができる運用を以下のとおり決めました。

#### 1 適用工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- ① 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- ② 平成24年10月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年10月1日時点で契約中の工事であること。

#### 2 対象建設資材

本運用の対象となる建設資材は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂, 碎石, 捨石, 被覆石等)及び仮設材(鋼矢板等)とする。

#### 3 設計変更

- (1) 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費を変更する場合は、工事現場に建設資材を搬入する前までに書面により発注者と協議し承認(回答)を得るものとする。
- (2) 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂, 碎石, 捨石, 被覆石等)とする。
- (3) 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。

#### 4 設計変更で計上する購入費及び輸送費

- (1) 購入費(現着単価)は、受注者の購入価格(取引価格)とする。
- (2) 輸送費の算出は、基地から現場までの距離とする。
- (3) 購入した数量が契約計上数量(契約数量×ロス率)を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

## 5 購入費及び輸送費の設計変更の手順

(1) 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。

- ① 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等)
- ② 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」)
- ③ 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由
- ④ 製造・生産工場を選定した理由
- ⑤ 見積書
- ⑥ その他、監督職員が必要と思われる事項

(2) 受注者は、購入費及び輸送費に係る設計変更を発注者から承認(回答)されその建設資材を使用した場合は、「工事打合せ簿」に、建設資材変更数量調書(任意様式)及び取引価格が証明出来る資料(契約書等)、使用証明資料(納品書等)を添付し提出するものとする。なお、添付する取引価格が証明出来る資料(契約書等)及び使用証明資料(納品書等)は原本を提示のうえ、写しを提出するものとし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を提出しなければならない。

## 6 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

購入費及び輸送費に係る設計変更した場合においても、工事請負契約書第25条第1項から第4項(いわゆる「全体スライド」)、同条第5項(いわゆる「単品スライド」)、第6項(いわゆる「インフレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

## 7 留意事項

- (1) 購入費及び輸送費の対象資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、発注者との協議により、契約変更時点において規格の変更が承認(回答)されている資材については、承認(回答)後の規格とする。
- (2) 取引価格が証明出来る資料(契約書等)や使用証明資料(納品書等)で必要事項が確認できない場合又は原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、契約変更の対象としない。

## 別 紙

### 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の確認事項 (補足説明)

#### 1 今回の運用通知について

今回通知する、平成24年9月28日付け事管号外「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用について(通知)」は、平成24年7月31日付け農総号外「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の運用について(通知)」第2において、別途通知することとしていた運用です。

- (1) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について  
平成24年7月31日付け農総号外により適用済み。
- (2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について  
【今回通知により適用】
- (3) 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について  
運用については、別途通知する。

#### 2 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の確認事項(Q&A)について

#### 3 設計変更で計上する「購入費計算例」, 「輸送費計算例」

#### 4 工事打合せ簿(様式)

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の 確認事項（Q&A）について

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の確認事項(Q & A)について

Q 遠隔地とはどの範囲のことを示しているのか。

A 地域単価の場合で、施行地外の他管内から資材を調達した場合や、宮城県外から調達した場合も適用となります。

Q 「購入費」及び「輸送費」はどのように申請すればよいか。

A 「購入費」及び「輸送費」は「見積書」を発注者に提出し協議を行います。

Q 工期が平成24年10月1日時点で契約中及び公告中の工事を含む場合の取り扱いについて考え方を示してほしい。

A 運用基準第3(1)により、「工事現場に建設資材を搬入する前までに書面により発注者と協議し承認」の場合に対象となります。  
発注者より受注者に対し、本工事が本運用の対象とする旨の指示書「工事打合せ簿」を提示します。

【注】

10月1日公告の工事については、特記仕様書への記載が出来ないため、現場説明書(追加資料)を添付願います。

10月9日以降公告の工事については、特記仕様書への記載例を参考に特記仕様書へ記載願います。

Q 対象建設資材の外、コンクリート二次製品等は対象とならないのか。

A 供給不足が生じている特定資材のみの対応とします。  
よって、特定資材以外は対象としません。

Q 設計変更で「書面により発注者と協議し承認(回答)を得る」とあるが、定められた様式はあるのか。

A 様式 - 1「工事打合せ簿」の様式を使用します。

Q 購入費「生コンクリート、アスファルト合材、石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)」は材料費に運搬費を含めた現着単価として見積を提出すればよいか。

A 「現着単価」として見積を提出して下さい。

Q 購入した数量が契約計上数量(契約数量×ロス率)を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。  
上記について具体例を示してほしい。

A 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準(設計変更で計上する購入費計算例)を参照願います。

Q 地域内及び基地に、建設資材がない事を証明する資料(打ち合わせメモ等)とはどのようなものを示すのか。

- A 商社やメーカーとの資材購入に係る確認を行った内容を記載して下さい。  
確認年月日、機関名、担当者名、材料名、規格、使用量、使用時期  
地域単価の場合で、施行地外の県内地域から調達する場合は、施行地内の地域で調達出来ない理由。  
隣接他県から調達する場合は県内で調達できない理由。  
隣接以外の他県から調達する場合は、宮城県から調達他県までの間にある都府県より調達できない理由。  
遠隔地からの調達に係る上記理由を求めるものとします。

Q 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由について、具体的にはどのようなことを記載するのか。

- A 発注管内(地域内)及び基地から、当該現場へ確認し供給できない理由を商社やメーカー等から聞き取り書面に整理します。  
(例) 需要に対して特定資材の供給が追いつかない。  
慢性的に市場に材料が不足しており、プラントから材料が届かない。

Q 受注者より協議のあった場合のみ対象となるのか。

- A 運用基準第5により「受注者より協議」の場合対象となります。

Q 発注者は、受注者から協議書の提出を受けた場合は、「工事打合せ簿」に必要事項を記載とあるが、どのような記載をするべきか。

- A 発注者欄にあるチェックボックス「承諾」欄に記載します。  
コメントがある場合はチェックボックス「その他」欄にコメントを記載します。

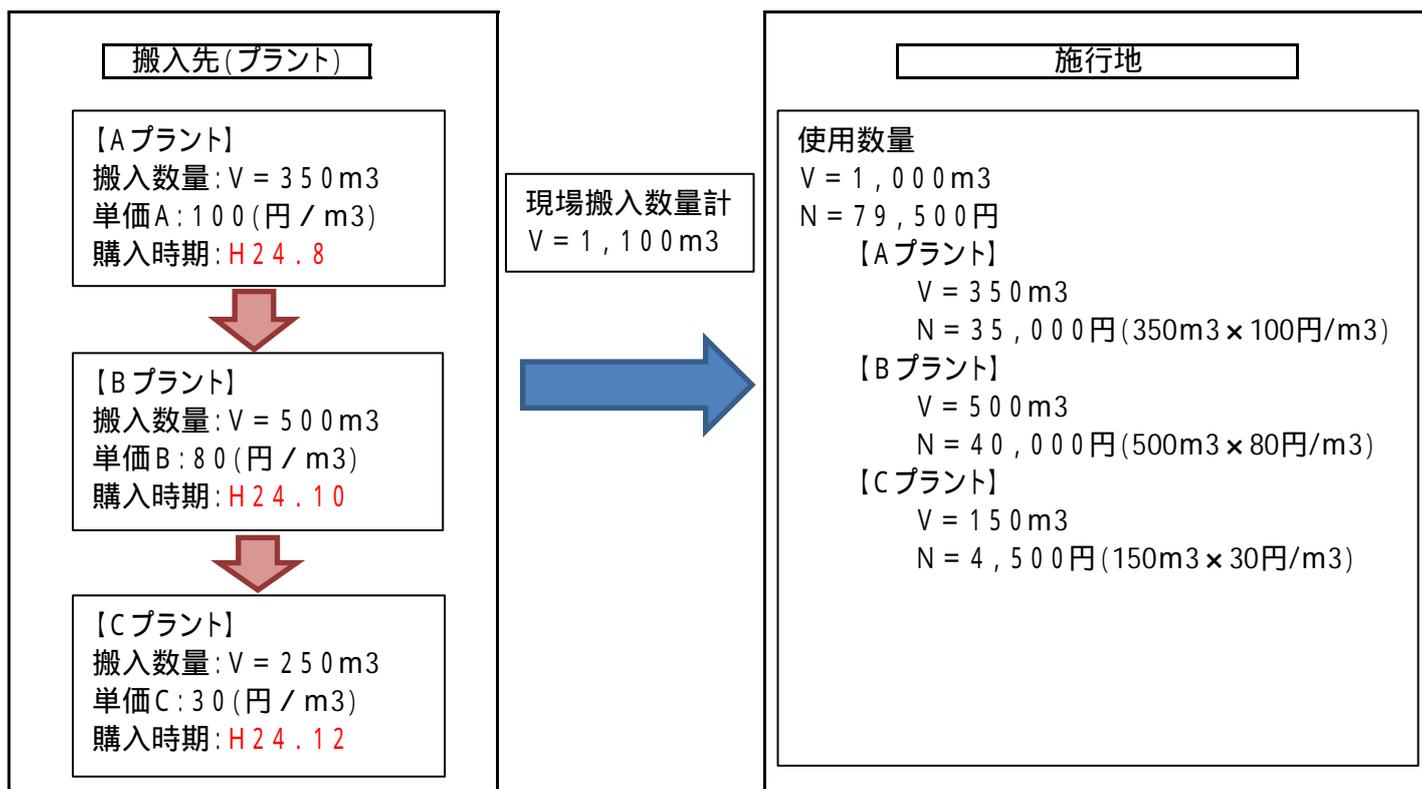
Q 購入費及び輸送費に係る設計変更した場合でもスライドの対象となるのか。

- A 労務費の改定等が発生した場合は、購入費及び輸送費に係る設計変更を行った場合でも工事としてスライドの対象となります。

設計変更で計上する

「購入費計算例」 「輸送費計算例」

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準(設計変更で計上する購入費計算例)



購入した数量が契約計上数量(契約数量×ロス率)を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

【解説】

使用数量が $1,000 \text{ m}^3$ で、3つのプラントからの搬入数量合計が $1,100 \text{ m}^3$ の場合、単価の大小は問わず、購入時期の早い資材から優先的に使用する。

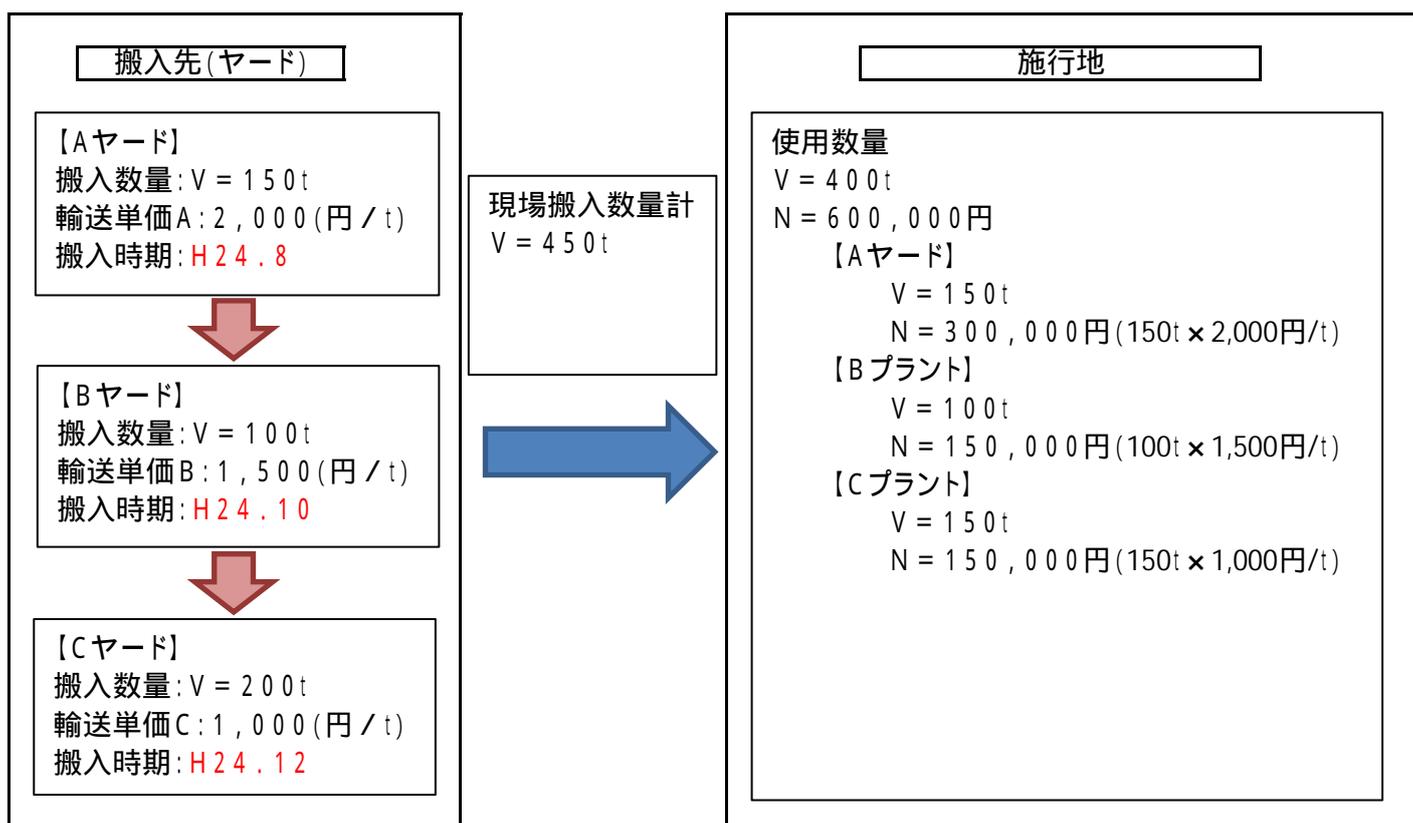
先に現場に納入された「A」「B」プラントの数量を優先し、「C」プラントの数量が $1,000 \text{ m}^3$ に達するまで使用。

「A」「B」プラントの合計数量 $850 \text{ m}^3$ に、単価の最高額となる「C」プラントの $150 \text{ m}^3$ を加え、 $1,000 \text{ m}^3$ とする。

「C」プラントから運搬した不使用分の $100 \text{ m}^3$ については、設計変更の対象外とする。

「C」プラントの単価が3つのプラントの中で最も低い単価であるが、現場で先に購入された資材を優先的に使用することから、「A」「B」プラントの資材が「C」プラントに比較して、高い単価の資材であっても使用するものとする。

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準(設計変更で計上する輸送費計算例)



輸送した契約計上数量を上回った場合には、遠隔地から輸送した数量のうち、最後に輸送したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

【解説】

使用数量が400tで、3つのヤードからの搬入数量合計が450tの場合、単価の大小は問わず、現場への輸送時期の早い資材から優先的に使用する。

先に現場に搬入された「A」「B」ヤードの数量を優先し、「C」ヤードの数量が400tに達するまで使用。

「A」「B」ヤードの合計数量250tに、輸送単価の最高額となる「C」ヤードの150tを加え、400tとする。

「C」ヤードから輸送した不使用分の50tについては、設計変更の対象外とする。

「C」ヤードの単価が3つのヤードの中で最も低い単価であるが、現場で先に購入された資材を優先的に使用することから、「A」「B」ヤードの資材が「C」ヤードに比較して、高い単価の資材であっても使用するものとする。

## 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準

東日本大震災に伴う復旧・復興事業が本格化する中、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について、現場労働者に係る「宿泊費」・「労働者の輸送に要する費用」・「募集及び解散に要する費用」について現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、共通仮設費（率分）及び現場管理費率に補正係数を乗じる」とこととしているところである。今後、労働者確保がひっ迫し、地域外からの労働者確保が更に必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合に必要となる費用について設計変更で計上する場合の運用基準を定めるものである。

### 1 適用工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する工事であること。
- (2) 平成24年11月12日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年11月12日時点で契約中の工事とする。

### 2 設計変更対象項目

農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に規定する共通仮設費の営繕費のうち次の（1）から（3）に掲げる項目及び現場管理費の労務管理費のうち次の（4）から（5）に掲げる項目とする。（以下「実績変更対象間接費」という。）

- (1) 労働者の輸送に要する費用
- (2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち宿泊費
- (3) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費
- (4) 現場労働者に係る募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (5) 現場労働者に係る賃金以外の食事，通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

### 3 実績変更対象費について

#### (1) 対象

- 1) 実績変更対象費の対象は、「労働者(1)」とする。  
(「社員等従業員(2)」は対象外)

#### (1) 労働者とは、

直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。

(普通作業員, 世話役, 重機オペレータ, 鉄筋工, とび工, 石工, 配管工, 大工, 左官, 電工)

#### (2) 社員等従業員とは、

元請者, あるいは下請者が, 恒常的な業務に従事させるために雇用し, そのために必要な知識・技能を有する者。

(例 現場代理人, 監理(主任)技術者, 現場管理を行う技術員等)

又は, 特定の業務, あるいは臨時の業務に従事させるために, 現業員, 技能員, 補助員等の名称で雇用し, そのために必要な知識・技能を有する者

(例 夜警員, 倉庫番, 食事係, 連絡者運転手, 事務員等)

#### (2) 借上げ費

- 1) 賃貸契約に係る契約書, 借上げに要した領収書について, 原本提示のうえ写しを提出すること。

賃貸契約に記載されている礼金, その他賃貸契約に係る費用等を含めるものとする。

#### (3) 宿泊費

- 1) 1泊当りの宿泊費は, 食事代を除いた額とする。
- 2) 領収書は, 原本提示のうえ写しを提出することとし, 宿泊した労働者毎に提出すること。
- 3) 宿泊費(1泊当り)の上限額は8,761円(税抜き)とする。

#### (4) 労働者送迎費

- 1) 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎した費用を対象とすること。
- 2) 計上する費用は, 運転手賃金, 車両損料(賃料), 車両燃料等とすること。
- 3) 車両燃料等に係る領収書について, 原本提示のうえ写しを提出すること。
- 4) 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を提出すること。

#### (5) 労働者の「赴任手当て」, 「帰省旅費」

- 1) 会社が労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を提出すること。

2) 労働者の所在地が分かる資料を提出すること(免許証, 社員証の写し)

(6) 早出, 残業時の食事費及び食事補助費

- 1) 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)及び食事に要した領収書等について, 原本提示のうえ写しを提出すること。
- 2) 所定労働時間を越えて作業する場合において適用となる。

〔適用となるケース〕

- ・当該工事の特記仕様書において, 所定労働時間を越える作業であると明記されている工事。
- ・協議において, 所定労働時間外の作業を行うこととなった場合。

(7) 通勤等に要する費用

- 1) 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を添付すること。
- 2) 通勤等に要する費用は下記の手当のみ対象となる。
  - ・会社から現場, あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
  - ・遠隔地での工事で, 労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

- (3) 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は, 賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は, 銀行の受付印のある給与振込依頼書(個別内訳を含む)又は振込領収書(個別内訳を含む)の写しとする。

4 入札契約手続き中及び契約中の工事の対応

平成24年11月12日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年11月12日時点で契約中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については, 対象であること, 並びに予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象間接費の割合を次の各号により入札参加者(随意契約の場合, 見積人)に周知するものとする。

- (1) 特記仕様書に, 次のとおり記載する。

(記載例)

労働者確保に関する積算方法の試行工事

- 1 本工事は, 「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について, 契約締結後, 労働者確保に要する方策に変更が生じ, 宮城県農林水産部(農業農村整備事業)においては土地改良事業等請負工事積算基準, 宮城県農林水産部(森林整備保全事業)においては森林整備保全事業設計積算要領, 宮城県農林水産部(漁港漁場関係工事)においては漁港漁場関係工事積算基準, 宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合

は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。

営繕費：労働者送迎費，宿泊費，借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（宮城県農林水産部（農業農村整備事業）においては、土地改良事業等請負工事積算基準，宮城県農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，宮城県農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
  - 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費，宿泊費，借上費）の割合： . %
  - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用）の割合： . %
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書，領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，宮城県農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，宮城県農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，宮城県土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

( 2 ) 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日時点で公告中の工事については契約後，契約中の工事については本運用施行後速やかに，受注者に前項の記載例に示す内容について指示を行うこととする。

## 5 設計変更の手順

( 1 ) 受注者は，実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は，実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式 1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書，領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し，設計変更の内容について協議するものとする。

( 2 ) 発注者は，最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合，受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から，農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお，全ての証明書類の提出がない場合であっても，提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

( 3 ) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については，法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合があるものとする。

( 4 ) 受注者は，実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は，監督員と協議するものとする。

## 附 則

この運用基準は，平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

## 別 紙

### 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用（補足説明）

#### 1 今回の運用通知について

今回通知する、平成24年11月6日付け農村号外「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（通知）」は、平成24年7月31日付け農総号外「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の運用について（通知）」第2において、別途通知することとしていた運用です。

- (1) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について  
平成24年7月31日付け農総号外により適用済み。
- (2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について  
平成24年9月28日付け事管号外により適用済み。
- (3) 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について  
**【今回通知により適用】**

#### 2 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の確認事項（Q&A）について

#### 3 労働者確保に要する間接費の実績変更計算シートタイプ確認表

#### 4 工事打合せ簿（様式）

## 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の確認事項(Q & A)について

Q1 発注者が受注者に「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更」の対象工事である事を伝える手段はどのように伝えるのか。

A1 農業土木工事共通仕様書(宮城県農林水産部 平成24年10月15日以降適用)「工事打合せ簿」に記載し受注者に通知するものとする。

Q2 受注者から「工事打合せ簿」により協議するための「記載内容」を示してほしい。

A2 「工事打合せ簿」の「記載内容」は以下のとおりです。  
工事において、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更」について、別紙のとおり実績報告書を提出しますので協議願います。

Q3 労働者確保における当初積算及び変更積算について、どのような補正を行うのか。

A3 当初及び変更の積算は、土地改良事業等請負工事積算基準による。  
その際、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について(平成24年3月1日付け農村号外)及び(平成24年3月9日付け農村号外)」により共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費率に「1.055」、現場管理費率に「1.005」を乗じる。

ただし、現場管理費率の補正については、標準積算システム(Ver.3)に共通仮設費の率補正を行うと現場管理費率が連動して変わるため、共通仮設費を入力する前の現場管理費率に補正を行うこと。

Q4 計算例を示してほしい。

A4 ケース毎の計算例は以下のとおりです。

ケース1:「支出実績額」が「実績変更対象費(率式)」を越える場合(共通仮設費,現場管理費が共に越える場合)

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	2,000,000 円	( )
支出実績額(現場管理費分)	3,000,000 円	( )
支出実績額計	5,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(現場管理費分)	2,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)計	3,000,000 円	( )
実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)(現場管理費分)	1,000,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)計	2,000,000 円	( ) = -

ケース2:「支出実績額」が「実績変更対象費(率式)」を超えない場合(現場管理費のみ超えない場合)

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	2,000,000 円	( )
支出実績額(現場管理費分)	500,000 円	( )
支出実績額計	2,500,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(現場管理費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)計	2,000,000 円	( )
実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)(現場管理費分)	-500,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)計	500,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上:調整後)(共通仮設費分)	500,000 円	( ) =
実績変更対象費(積上:調整後)(現場管理費分)	0 円	( )がマイナスとなる場合は0円とする。
実績変更対象費(積上:調整後)計	500,000 円	

実績変更対象費(積上)(現場管理費分)がマイナスとなる場合、実績変更対象費(積上)(現場管理費分)を0円とし、実績変更対象費(積上)合計は実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)を計上する。

ケース3:「支出実績額」が「実績変更対象費(率式)」を超えない場合(共通仮設費,現場管理費共に超えない場合)

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	500,000 円	( )
支出実績額(現場管理費分)	500,000 円	( )
支出実績額計	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(現場管理費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)計	2,000,000 円	( )
実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)	-500,000 円	( ) = - 実績変更しない
実績変更対象費(積上)(現場管理費分)	-500,000 円	( ) = - 実績変更しない

実績変更対象費の積上げによる実績変更は行わない。(積算基準の率式により共通仮設費,現場管理費を計上する)

Q5 本運用規準の対象外となる工事とは、どのような工事が。

A5 対象外となる工事は、運用基準P.1の「1.適用工事」に該当しない工事となります。  
例としては、土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)の諸経費率を適用している工事です。

Q6 仮設宿舍建設費は実績変更の対象となるか。

A6 仮設宿舍建設費は、対象となりません。

【実績変更対象費】

- ・営繕費(借上費, 宿泊費, 労働者送迎費)
- ・現場管理費(募集・解散費, 賃金以外の食事・通勤等に要する費用)

Q7 他県企業等の社員を一時的に元請企業の社員とした後に監理技術者等として配置した場合、宿泊費等の経費は実績変更の対象となるか？

A7 対象となりません。

元請企業、下請企業にかかわらず、下記に該当する者は「労働者」とならないため、実績変更対象費

の対象となりません。

- ・現場代理人
- ・主任技術者又は監理技術者
- ・「技術関係者」(施工計画書の中の現場組織表に記載されている技術関係者)
- ・夜警員, 倉庫番, 食事係, 連絡運転手, 事務員等

Q8 被災地以外からの労務者確保が目的のようであるが、対象労務者のうち近隣在住者も実績変更の対象となるか。

A8 今回の運用基準は、積算基準により率計上で積算した金額(共通仮設費率、現場管理費率により算出)では工事の実施が困難な場合に支出実績を踏まえて、実績変更するものです。  
よって「労働者」は、近隣在住者も含め、すべての者が対象となります。

Q 9 労働者が対象工事に従事していたかの確認はどのようにするのか。

A 9 受注者から提出される証明書類(宿泊等に伴う全領収書,賃金台帳,作業日報,出勤簿,工事別・労働者別の金額計算書等,対象工事に従事していることが分かる資料)により確認します。  
証明書類で対象工事に従事したことが確認ができない場合は実績変更の対象となりません。

Q 10 受注者が被災地以外に拠点を置く企業であった場合でも実績変更の対象となるのか。

A 10 対象となります。

Q 11 交通誘導員は本運用の対象となるか。

A 11 **対象となります。**  
「宿泊費」,「送迎費」が伴う場合は,現場管理費の「募集解散費」に計上することになります。  
交通誘導員については,通常「安全費」に労務賃金のみ計上することとなり,労務管理費(交通誘導員設置に伴う「宿泊費」,「送迎費」)は現場管理費に計上することになっております。

Q 12 労働者送迎費の確認方法について,送迎の日時,経路等を領収書に記載したもので確認するのか。  
また,リース車両とした場合,送迎用に使用した証明はどのようにするのか。

A 12 日時,発着場所,燃料消費量,使用車種等が記載された運転日報(集計表)と領収書等で確認します。  
また,リース車両についても領収書で確認します。

Q 13 募集解散費の帰省旅費について,旅行先の分かる領収書により確認することでよいのか。  
また,解散し次の現場に行く旅費も対象になるのか。

A 13 帰省旅費については,旅行先(発着地)の分かる領収書にて確認します。  
解散後の旅費については,受注者が手当てもしくは旅費として支払っているのであれば,対象となります。

Q 14 社員の範囲を示して欲しい。  
期限付き社員など

A 14 雇用保険に入っているかどうかで判断願います。

Q15 積算時の対応について示して欲しい

A15 積算について

1 当初設計及び設計変更時における積算

当初設計及び設計変更時(中間)の積算は標準積算基準による。その際、「間接工事費(率計上分)の率補正について(平成24年3月9日付農村号外)」により共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

2 最終(精算)変更における「間接費の実績変更」の精算

次式により算出した「実績変更対象間接費(積上)」額を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、実績変更するものとする。

$$\text{実績変更対象間接費(積上)} = \text{支出実績額(1)} - \text{実績変更対象費(率式)(2)}$$

1 支出実績額

=労働者確保にかかる実績報告額(様式1)の額(ただし、証明書類において確認された費用(税抜き)。)

2 実績変更対象費(率式)(小数点以下切捨て)

=「積算基準の率式により算出した共通仮設費(率分)又は現場管理費」×実績変更対象費の割合(運用基準3)

共通仮設費		当初設計	変更設計
【共通仮設費の構成】			
借上費		実績変更対象費(追加)	実績変更対象費(積上)( )
宿泊費		実績変更対象費(率式)	実績変更対象費(率式)( )
労働者送迎費		その他	その他
その他		技術管理費	技術管理費
技術管理費		役務費	役務費
役務費		安全費	安全費
安全費		準備費	準備費
準備費		運搬費	運搬費
運搬費			
			支出実績額( + )
実績変更対象費(率式)	……	積算基準の率式により算出された現場管理費のうち宿泊費等に相当する費用	
実績変更対象費(追加)	……	「間接工事費(率計上分)の率補正について」により追加計上された宿泊費等	
実績変更対象費(積上)	……	本運用により積上げ計上する共通仮設費(宿泊費等)	
宿泊費等	……	借上費, 宿泊費, 労働者送迎費	

現場管理費		当初設計	変更設計
【現場管理費の構成】			
労務管理費		実績変更対象費(追加)	実績変更対象費(積上)( )
安全管理等に要する費用		実績変更対象費(率式)	実績変更対象費(率式)( )
租税公課		安全管理等に要する費用	安全管理等に要する費用
保険料		租税公課	租税公課
.		保険料	保険料
.		.	.
.		.	.
外注経費		外注経費	外注経費
工事实績等に要する費用		工事实績等に要する費用	工事实績等に要する費用
雑費		雑費	雑費
			支出実績額( + )
実績変更対象費(率式)	……	積算基準の率式により算出された現場管理費のうち労務管理費に相当する費用	
実績変更対象費(追加)	……	「間接工事費(率計上分)の率補正について」により追加計上された宿泊費等	
実績変更対象費(積上)	……	本運用により積上げ計上する現場管理費(労務管理費)	

## 東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置について

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が生じています。

このような地域においては、復旧・復興事業を円滑に進めるための工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要があることから、請負工事で労働者宿舎を設置することについての「試行要領」を定めました。

### 記

#### 1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 適用日において契約締結済み又は適用日以降に当初請負契約を締結する工事で、適用日以降に宿舎の設置について事前協議する案件であること。
- (3) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定する工事であること。
- (4) 共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種の工事であること。

#### 2 適用年月日

平成25年10月23日から適用する。

#### 3 土地改良事業等請負工事積算基準で、共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種は次のとおりある。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ○ほ場整備工事    | ○畑かん施設工事    |
| ○農道工事      | ○海岸工事       |
| ○水路工事      | ○コンクリート補修工事 |
| ○河川及び排水路工事 | ○その他土木工事(1) |
| ○管水路工事     | ○その他土木工事(2) |

※詳しくは、次頁以降の「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」をご覧ください。

## 東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が生じている。

このような地域においては、復旧・復興事業を円滑に進めるため工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要があることから、請負工事で労働者宿舎を設置することについて「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する試行について、農林水産部（農業農村整備事業）においては（平成25年2月25日付け事務連絡）、農林水産部（森林整備保全事業）においては（平成25年3月18日付け24林整計第216号）、農林水産部（漁港漁場関係工事）においては（平成25年3月6日付け24水港第3125号）、土木部においては（平成25年2月22日付け国技建8号）」に基づき、必要な事項「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）を定めるものである。

この「試行要領」により、宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事で労働者宿舎を設置する場合には、共通仮設費の積上げ分として宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することができるものとする。

### 1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 適用日において契約締結済又は適用日以降に当初請負契約を締結する工事で、適用日以降に宿舎の設置について事前協議する案件であること。
- (3) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定する工事であること。
- (4) 共通仮設費（率計上分）に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種の工事であること。

### 2 労働者宿舎建設

- (1) 労働者宿舎の調達はリース契約とする。
- (2) 労働者宿舎の設置にあたり、工事請負契約後に必要事項（地域内に宿泊施設を確保出来ない理由等宿舎建設の意向、室数等の規模、設備等）について事前協議することとする。なお、労働者宿舎の仕様は、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
- (3) 労働者宿舎建設に要する費用のうち「労働者宿舎仕様基準」に示す標準仕様（以下「標準仕様」という。）については、発注者が複数の見積りを徴収し、適切な労働者宿舎建設費用を計上するものとする。
- (4) 発注者は、建物費の計上にあたり、見積りや図面などから「必要と認められない設備等」が含まれていないかを精査し、適正な部分のみ計上するものとする。なお、対象外と判断した設備等で、受注者が必要とする場合は受注者負担（撤去含む）とする。
- (5) 「標準仕様」以外の給排水関係又は外構等は、最終精算変更時点で精算できるものとし、受

注者は最終精算変更時点において、建物費に要した金額を証明する書類（領収書、領収書等のないものは金額の適切性を証明する金額計算書等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (6) 受注者は、労働者宿舎の仕様に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 受注者は、当該宿舎を使用できない等の理由により、やむを得ず労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合等については、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」（以下「間接費の実績変更の運用」という。）に基づく「宿泊費」又は「借上費」を請求できるものとする。ただし、「建物費」と重複した請求と認められる場合は「間接費の実績変更の運用」の対象外とする。
- (8) 労働者宿舎に必要な用地は、受注者が確保するものとし、借地料が必要となる場合は、「試行要領」における「3 労働者宿舎維持管理（12）」によるものとする。
- (9) 受注者は、労働者宿舎建設完了時に、「労働者宿舎仕様基準」に定める事項について、監督職員の立会を受けるものとし、あらかじめ立会願いを所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、前項の規定の立会に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (11) 建物費の範囲は、下記に示す労働者宿舎の設置費、リース費及び撤去費（建物費で計上した部分のみ）とする。ただし、使用後に宿舎を引継ぐ場合は、撤去費は計上しないものとする。

#### 建物費として計上出来るもの

- (ア) 宿舎（標準仕様部分）
- (イ) 付帯設備（各室、共用）
- (ウ) 厨房室※
- (エ) 外構等※
- (オ) 給排水関係※
- (カ) 宿舎の撤去費用
- (キ) 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

注）上記の付帯設備（各室、共用）に要する費用は、「建設業附属寄宿舍規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」により規定された設備が対象となる。

※）（ウ）、（エ）及び（オ）は、受発注者の協議により、必要に応じて計上できるものとする。

#### 建物費として計上出来ないもの

- (ア) 消耗品費
- (イ) 管理人等給与等
- (ウ) 労働者宿舎の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等

注）上記（ウ）に該当する費用は「共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）」に含まれている。

- (13) 疑義が生じた場合は随時協議するものとする。

### 3 労働者宿舎維持管理

- (1) 「試行要領」による当該宿舎の設置，維持管理，撤去は，受注者が行うものとする。
- (2) 発注者は，受注者が適切に労働者宿舎を管理するよう，受注者へ適正に指導するものとする。
- (3) 当該宿舎は当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり，当該工事に従事する労働者以外には使用できない。ただし，当該工事の受注者が，別途受注した「試行要領」における「1 対象工事（2）及び（3）」に該当する宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事に従事する労働者が当該宿舎使用を希望する場合は，発注者及び受注者の協議によりこれによらないことができるものとする。
- (4) 宿舎管理において，訴訟等の問題が発生した場合は受注者の責任において速やかに解決すること。
- (5) 受注者は，労働者宿舎の引き払い時期について，工事打合せ簿に，「労働者宿舎利用報告書（様式1）」を添付して監督職員に提出し，発注者へ報告するものとする。
- (6) 発注者は，前項の報告を受けて，関係機関等に労働者宿舎利用希望について照会し，当該宿舎の管理・運営を引継ぐ別工事を選定するものとする。
- (7) 前項において，引継ぐ工事がない場合は，当該工事において宿舎を撤去するものとする。
- (8) 当該工事完了後の労働者宿舎の取扱い（撤去又は引継ぎ）については，当該工事完了の概ね2ヶ月前までに受注者及び発注者の協議により決定するものとする。
- (9) 労働者宿舎を引継ぐ場合は，受注者は発注者が指定する者へ引き継ぐものとする。
- (10) 受注者は，労働者宿舎撤去又は宿舎引き払い完了時に，監督職員の立会を受けるものとし，あらかじめ立会願いを所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
- (11) 受注者は，前項の規定の立会に臨場するものとし，監督職員の確認を受けた書面を，当該工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (12) 現在運用している「間接費の実績変更の運用」に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合は，「労働者宿舎の維持・補修に要する費用」及び「租税公課」を加えた下記に示す費用（以下「労働者宿舎実績変更対象費」という。）とし運用することとする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(13) 発注者は、宿舎建設協議時に、当該工事の設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する「労働者宿舎実績変更対象費」を、工事打合せ簿にて受注者に通知するものとする。

また、契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、その都度、変更となる「労働者宿舎実績変更対象費（見込み額）」を受注者に通知する。

(14) 受注者は、「労働者宿舎実績変更対象費」を請求する場合は、工事打合せ簿に、「労働者宿舎等に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督職員に提出し、実績変更の内容について協議する。（なお、提出期限は協議のうえ決定する。）

(15) 疑義が生じた場合は随時協議をすることとする。

#### 4 当該工事受注者への周知及び協議

当該工事受注者へ「試行要領」の対象工事である旨を、工事打合せ簿にて通知し、労働者宿舎建設について協議する。

#### 5 その他

(1) 受注者の責めによる工事工程等の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

#### 附則

この試行要領は、平成25年10月23日から適用する。

## 労働者宿舎利用報告書

年 月 日

発注者

受注者



平成 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇工事の労働者宿舎利用期間について下記のとおり報告します。

## 記

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇地内
工 期	平成 2 5 年 8 月 〇 日 ~ 平成 2 7 年 3 月 〇 日
労働者宿舎設置場所	〇〇〇町〇〇〇地内
労働者宿舎利用戸数	1 0 0 戸
労働者宿舎引き払い時期	平成 2 7 年 1 月 〇 日

## 労働者宿舎等に係る実績報告書

年 月 日

発注者

受注者

㊞

平成 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇工事の労働者宿舎等に係る実績報告書を提出します。

費 目	費 用	内 容	支払額 (税抜き)	
共 通 仮 設 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	円	
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	円	
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	円	
	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	円	
		用地の借地料	円	
小 計		円		
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	円
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	円
	租 税 公 課	租 税 公 課	固定資産税等の租税公課等	円
	小 計		円	
合 計			円	

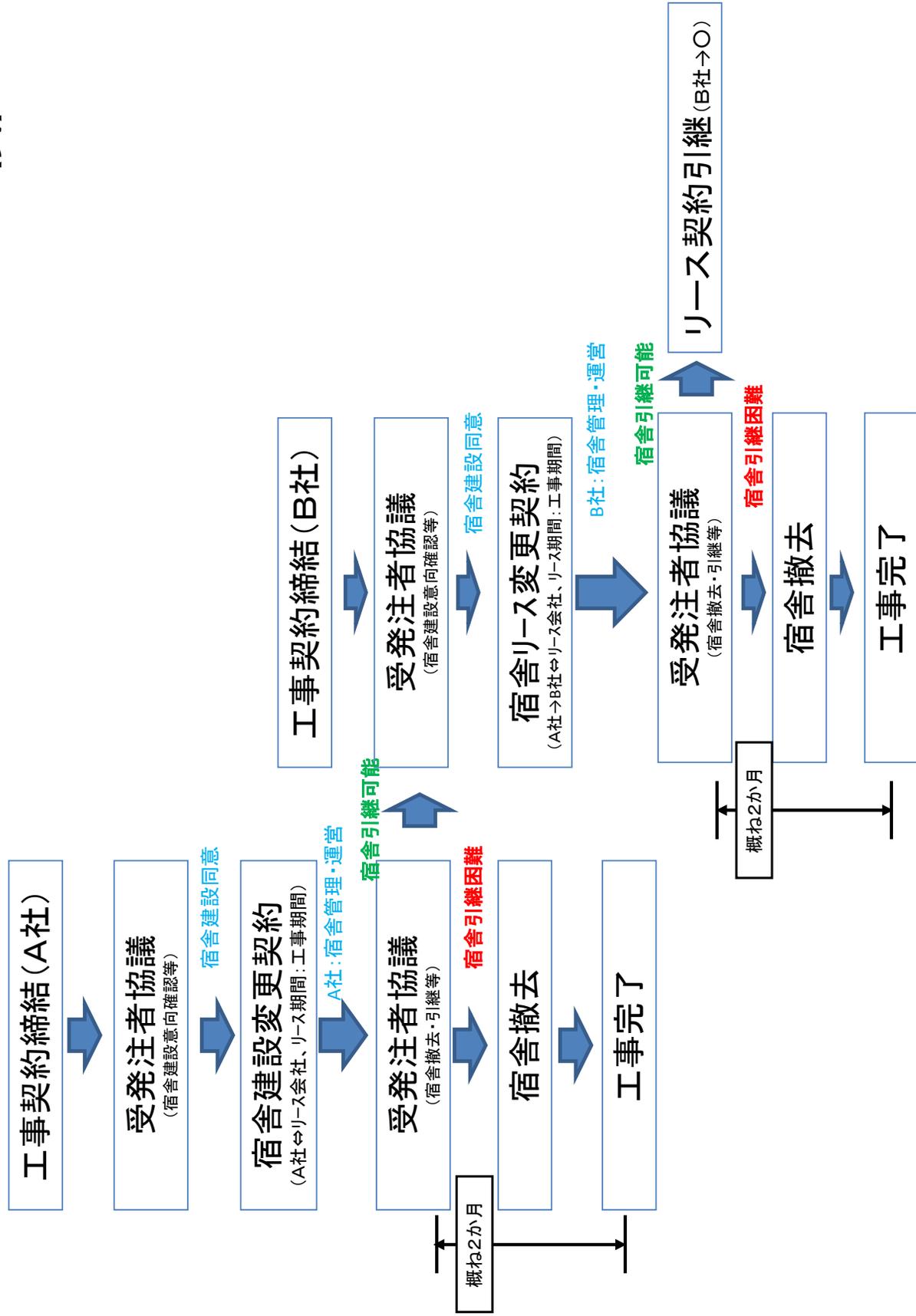
## 労働者宿舎 仕様基準

共 通	
仕 様	仕様は、本基準によるほか、「建設業附属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」による標準的な仕様とする。 また、必要な設備についても設けるものとする。
耐久性	供用期間は原則として3～5年間を想定し、十分な耐久性を確保するものとする。
法令遵守	宿舎建設に関わる関係法令等を遵守すること。その手続きは、受注者が行うこと。 建築基準法上の取扱いは、建築基準法第6条第1項による建築確認によること。 関係法令等・・・労働基準法（寄宿舍規則の届出）、消防法、電力・ガス供給、電話線引込及び上下水道接続関係等
標準仕様	
配 置	複数棟を設ける場合には、隣棟間隔を4～6mとすること。
構 造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。
階 数	2階建てを標準とする。
間取り	1棟当たり20室又は30室を標準とする。 共用部は、浴室、便所、洗面室、洗濯乾燥室、食事室（厨房室併設可）、くつ・雨具等収納スペースを設けること。 各室は、洋室とし、半畳程度の物入を設置すること。
面 積	一室3畳（物入除く。）程度以上とし、個室を標準とする。
断熱材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・壁　：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・床　：グラスウール10K t=50mm相当以上
開口部	各室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
シックハウス	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
暖冷房	暖冷房用のエアコンを各室に1台設置する。
必要に応じて追加する工事に関する仕様（協議により、追加計上）	
給 水	受水槽については、適宜設置する。
排 水	汚水排水処理は、原則として浄化槽方式とする。
外構等	駐車場は、原則として、宿舎室数分以内の駐車スペースとする。
その他	隣地及び敷地地盤の状況等により、対策を講ずる必要がある工事

※ 上記仕様により難しい場合は、受発注者の協議により仕様を定めることができるものとする。

## ■ 宿舍建設の流れ

【参考】



## 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱いについて

積算における資材の設計単価については、土木工事標準積算基準書及び土地改良事業等請負工事積算基準に基づき、「物価資料等を参考として、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額」とし現場持ち込み価格（現場着単価）を採用しているところですが、下記の建設資材について設計と実取引で乖離が発生していることから、当面の間、実態を把握の上、必要に応じて実取引にて変更契約できることとします。

### 記

#### 1. 対象工事

- (1) 宮城県農林水産部及び宮城県土木部が所管する全ての工事
- (2) 適用日において契約締結済又は適用日以降に当初契約を締結する案件で、適用日以降に調達条件について協議する案件であること。

#### 2. 対象資材

「土砂」、「碎石」、「捨石」、「被覆石」等とする。

#### 3. 取扱いの概要

- (1) 上記建設資材を当初設計において現場着単価で積算を行っている工事で、施工計画に基づき、調達条件が異なる場合は、受注者からの協議により取引状況に応じて設計変更するものとする。
- (2) 上記資材搬入において、標準作業以外の作業（現場外の仮置き等）が生じる場合は、状況を確認し、必要に応じて実績に基づき計上することができるものとする。

#### 4. 適用日

本運用は、平成25年12月1日から適用する。

#### 4. 主な手続き

特記仕様書等に、取扱いの内容を記載する。